
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福祉課長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
商工観光課長	菅野 敏明	君

都市建設課長	大久保 政 一 君
上下水道課長	加 藤 克 之 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	長谷川 敏 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
公共施設管理監	小 野 宏 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第5号)

平成22年9月9日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3号 村田町の学校給食に関する事務の受託について
- 第 3 議案第 4号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 5号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6号 平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事(建築工事)(繰越明許)請負変更契約について
- 第 6 議案第 7号 権利の放棄について
- 第 7 議案第 8号 平成22年度柴田町一般会計補正予算
- 第 8 議案第 9号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第10号 平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第10 議案第11号 平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第12号 平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第12 議案第13号 平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第13 議案第14号 平成22年度柴田町水道会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番大坂三男君、12番舟山 彰君を指名いたします。

○議長（我妻弘国君） 次の日程の前に、昨日、選任、任命同意いたしました副町長平間春雄さん、教育委員阿部次男君からあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。

まず、平間春雄さんどうぞ。

〔副町長 平間春雄君 登壇〕

○副町長（平間春雄君） おはようございます。

お時間をいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の副町長の選任につきまして、町長のご推挙により議員の皆様からご同意をいただき、副町長に選任されました平間春雄でございます。

今、その職責の重さを痛感しているところでございますし、また、大変緊張もしているところでございます。まだまだ副町長という器ではございませんが、町長の指導のもと、職員の協力をいただきながら3万8,000余町民の幸せのために、また柴田町のために職務を全うする気概でありますので、議員各位にはなお一層今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

まずは、副町長の選任にご同意をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（我妻弘国君） それでは、阿部次男教育委員、どうぞ。

〔教育委員会委員 阿部次男君 登壇〕

○教育委員会委員（阿部次男君） このたびは教育委員としまして再度任命同意をいただきまして、本当にありがとうございました。職責の重みを考えますと、まさに身の引き締まる思いでございます。現在の教育を取り巻く環境や社会情勢には厳しいものがありますが、これまで4年間町の教育に携わる機会をいただきましたことを生かして、次代を担う柴田町の子どもたちの教育に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

かけがえのない柴田町の子どもたち一人ひとりを大切にしたいと、そういう教育を行いたい。それから、地域や保護者の皆様に信頼される学校づくりをつくりたい。また、柴田町の教育の特色として、自然環境教育や、あるいは地域とともにつくる学校づくり、さらには特色ある教育活動を行う学校づくりの推進などにも取り組んでみたいと、そんなふうと考えております。町の教育の方針や施策があすを担う子どもたちの豊かな人間形成と、そして社会の形成者としての育成に寄与ができるように精いっぱい努力してまいります。

これまでの議員の皆様方のご指導・ご支援に感謝を申し上げ、そして、今後とも一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

日程第2 議案第3号 村田町の学校給食に関する事務の受託について

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第3号村田町の学校給食に関する事務の受託についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号村田町の学校給食に関する事務の受託についての提案理由を申し上げます。

村田町と柴田町との間で、新たに学校給食に係る事務の委託に関する規約を定め、村田町の町立小学校の学校給食に関する事務の一部を受託することについて、村田町と協議するため、地方自治法第252条の14、第3項の規定において準用する同法第252条の2、第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） それでは、5ページになります。

議案第3号村田町の学校給食に関する事務の受託について補足説明を申し上げます。

初めに、村田町の学校給食に関する事務の受託について、その概要についてご説明いたします。

本年5月14日をもって村田町から協議の依頼を受けておりました村田第一小学校及び統合後の村田小学校への学校給食の提供について検討をしてみました。柴田町の給食センターは1日6,000食の調理能力があり、現在約3,500食の調理を行っていることから、約500食の給食提供は十分対応が可能でありますので、受託することで協議を進めてまいりました。

業務を受託するに当たりましては、献立及び調理に関連した委託事務に要する経費については村田町が負担することとし、また、給食の配送及び給食に必要な備品、食器類の購入に当たっても村田町が直接負担することになります。なお、給食の開始につきましては、本年12月1日から1日340食、平成23年4月から1日480食を予定しております。

この委託事務の管理及び執行に当たり、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、学校給食事務委託に関する規約を定めましたので、同条第3項において準用する同法第252条の2、第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、7ページをごらんください。

村田町と柴田町との間の学校給食に係る事務の委託に関する規約についてご説明いたします。

第1条は、委託事務の範囲を定めております。村田町は村田町立村田小学校の給食費の徴収や配送を除く学校給食の献立及び調理に関する事務を柴田町に委託することを定めております。

第2条、委託事務の管理及び執行については、柴田町の条例及び規則等の定めにより行います。例を挙げますと、柴田町の規則では、給食費を小学校児童で1食単価265円と定めておりますので、村田町もこの金額に合わせて負担していただくこととなります。

第3条、経費の負担及び予算の執行についてですが、委託事務に要する経費は村田町の負担といたします。また、村田町が負担する経費の額、交付の時期については柴田町長が村田町長と協議して定めることとなります。

第4条は、第3条で定めた経費に関して本町の予算上の措置について定めております。

第5条につきましては、経費の決算上の処理の規定でございます。

第6条では、この委託事務が円滑に行われるよう、両町間において連絡会議を設けるよう規定をしております。

また、第7条では、委託事務に係る本町の条例、規則等が改正された場合の措置について定めたものでございます。

9ページになります。

第8条は、委任規定となります。

附則ですが、第1項において施行期日は、平成22年12月1日からとなります。

第2項は読みかえ規定で、平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間は、第1条の村田小学校とあるのは村田第一小学校と読みかえる規定でございます。

第3項では、委託事務に関する柴田町の条例等が村田町に適用されることを村田町長が公表することを定めております。なお、この規約は委託事務の基本になるものですが、規約を議決いただいた後は契約書を取り交わし、委託業務の細部について記載することになります。

以上、村田町と柴田町との間の学校給食に係る事務の委託に関する規約についてご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） この件で全員協議会で資料をもらったとき、さっき説明あったように、給食センターは今のところ能力は6,000食で、実際には3,500食分ですね。それを初めて見たときに随分ちょっと余裕があり過ぎるんじゃないかというふうに思ったわけです。今も給食センターは民間の業者に運営を委託しているわけですから、私の正直なところは、例えば生徒の増減とかもあるから、それなりの余裕があるのは必要だとは思いますが、6,000食を例えば5,000食ぐらいとかにしておくということ考えられないのかなと思ったもので、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 能力がマックスで6,000食つくれる能力があるということで、人員の配置等については、それから機材については現在の3,500食に合った配置になっているというような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はいどうぞ。

○12番（舟山 彰君） そうしますと、今度の村田町の方に供給するというか、提供するとなると、今の課長の答弁でいくと、今までは3,500食提供するための人員配置とかこうだったということは、今度村田町の分がふえるということは、例えばパートの人をふやすとかなんかそう

ということなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 村田町の給食がふえることによりまして、柴田町は一富士と委託契約を結んでいるのですが、新たに村田町と一富士と契約を結んでいただいて、一富士の方から人員の配置がなされるというような状況になります。今聞いているところでは、4名ぐらいが配置されるのではないかとというようなことで伺っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の説明でいくと、献立というものも、例えば村田町の管理者というかなんかと業者の方が直接やると。村田町の分については全く今のような働く人というんですか、つくる人も、それから例えば献立考える人も別と、業者がそこを話し合うということなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（小池洋一君） 基本的に献立の内容も4名増員になったメンバー全員で同じものをつくるわけですが、ただ、村田町の仕事内容がふえることによって、4名分の追加が一富士の方では必要ですので、その4名分について村田町と直接契約をしていただくということでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号村田町の学校給食に関する事務の受託についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第4号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るために、入院に係る医療費の助成対象者について、現在の「6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者」から、「12歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者」に拡大することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは、議案第4号の補足説明をいたします。

条文の説明の前に改正の主な概要についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、昨年10月に本条例の一部改正をお願いし、小学校就学前まで入院、通院ともに助成の拡大をいたしました。今回、これをさらに入院に限って中学校就学前まで助成の拡大を図り、子育て家庭における経済的負担のなお一層の軽減を図るため、改正を行うものです。

それでは、条文の説明をいたします。

議案書9ページをお開き願います。

まず、条例の名称の改正でございます。

現行改正前では、「柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例」となっておりますが、これを「柴田町子ども医療費の助成に関する条例」と改正するものでございます。

これにつきましては、通常乳児はゼロ歳児、幼児は小学校就学前までを言うものであり、現在の「乳幼児医療」の名称を、今回助成対象を小学生まで拡大するということで、乳幼児では不適切ではないかというふうなことで、「子ども医療費」と改めるものでございます。

第1条、目的でございますが、第1条の「乳幼児」の文言を「子ども」に改めるものでございます。

第2条の定義ですが、まず第1項及び第2項の「乳幼児」の文言を「子ども」に改めるもの

です。それから、第1項の「6歳に達する日」を「12歳に達する日」と改正するものでございます。

第3条、助成対象者ですが、次のページをお願いします。ここでも同様に第1項、第2項の「乳幼児」の文言を「子ども」に改めるものでございます。

第4条、助成です。第1項ですが、同じく「乳幼児」から「子ども」に訂正と、それから、また助成対象者のうち、7歳に達する日の属する年度の初日から12歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者については、入院に係る者に限るを新たに加える改正でございます。ということで、ここにつきましては、小学校については入院を助成対象とするものでございます。

附則でございます。

第1項、施行期日、この条例は、平成22年10月1日から施行するものでございます。

次のページになります。

第2項、経過措置でございます。

改正後の柴田町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

第3項ですが、受給資格の登録等の特例でございます。

ここでは、新条例の規定により、助成対象者となる者にかかる同条例第5条、第6条及び第7条第1項の規定に関する事務は、この条例の施行の日前においても行うことができると規定するものです。ここでは10月1日からの施行日前に受給者証等の交付等の事務を行うことができると規定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより議案第4号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を

行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第5号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、国民健康保険法の一部改正が行われたことに伴い、柴田町国民健康保険条例で引用している条項に移動が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは、議案第5号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

今回の条例改正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、ことしの5月19日に施行されました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正において、国民健康保険法第72条の4が削除されたため、今までの第72条の5だった、これは特定健康診査の国県の負担金の支出の規定の条項ですが、これが条ずれによりまして第72条の4に繰り上がったことによる今回の改正となります。いわゆる条ずれによる条例の一部改正ですので、内容等の変更はございません。

それでは、条文の説明をいたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

第7条、保健事業の規定中、第72条の5を第72条の4に改正するものです。

附則でございます。

施行期日、この条例は、交付の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）

（繰越明許）請負変更契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第6号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、施工中であります船岡中学校校舎耐震補強等工事において、工事内容の一部に変更が生じたため、設計内容の変更を行うものでございます。

主な変更内容は、外壁の補修数量の増加、大規模改造部分の追加工事となります。

請負業者との協議も整い、工事請負仮契約を締結しましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、既設校舎を使用しながらの工事でありますので、音や振動のほか、塗装のにおいなど、子どもたちの授業に支障にならないようにと、一部工種を夏休み中に先行して実施してしまいました。議会の議決前に着工してしまいましたこと、大変申しわけなく思っております。

本来であれば、速やかに議会へ報告し、議決をいただくべきところでしたが、本議会となりましたことを深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 議案第6号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約の詳細についてご説明申し上げます。

初めに、変更契約までの経緯についてご説明いたします。

船岡中学校校舎耐震補強等工事は、平成22年2月に設計が完了し、3月に入札を行い、平成22年第1回定例会において契約議決をいただいております。

今回の工事は、耐震補強に加え大規模改造もあわせて行うこととしております。ことし2月の発注時点での考え方は、耐震補強を実施し、生徒の安全を確保した上で、なるべく早い機会に改築を行うことを前提としておりました。そのため、大規模改造については極力耐震補強部分に限定して設計しており、実際には当初予定していた交付金の枠を下回る金額で発注いたしました。

しかし、耐震補強により安全性が確保された校舎をさらに有効に活用することを考えた場合、生徒にとって勉強のしやすいよりよい教育環境を整える必要がありますことから、既決いただいた予算の範囲内で全体的に老朽化した仕上げの更新、安全性や快適性の向上を含めた大規模改造を行う内容に変更するものでございます。

変更内容については、学校側とも十分に協議を行い、5月下旬に請負業者へ工事変更内容の調査と見積りの依頼をいたしました。変更請負額は、請負業者から見積書の提出を受けて、工事管理業務を委託しております宮城県建築住宅センターに数量、単価等の精査確認をしてもらい算出しております。

既設校舎を使用しながらの工事でありますので、音や振動、においなど、子どもたちの授業に支障にならないようにと、一部工種を夏休み中に先行して実施しておりました。本来であ

れば、速やかに変更契約の議決をいただくべきところでしたが、本議会となりましたことを深くおわびいたします。

次に、主な変更工事の内容についてご説明いたします。

まず、外装工事ですが、足場を設置し外壁の詳細調査を行いましたところ、モルタル部分の浮きが全面的に発生していたため、浮き部分を接着、固定し、落下防止を図りながら全体的に汚れが目立つ外壁を全面塗装に変更するものです。この外装工事では約1,750万円の増額になります。

次に、内装工事ですが、当初は改修箇所を耐震補強部分に限定して発注しておりましたが、壁、天井の塗装や床の張りかえも全面的に行う内容に変更するものです。この改修により、教室を初め校舎全体がほぼ新しい状態になります。この内装工事では約4,400万円の増額になります。

その他の工事についてですが、快適性の向上を図るものとして、トイレについては大便器の洋風化を図るとともに、壁、天井の改修やトイレの間仕切りの交換を行います。また、普通教室と特別教室をつなぐ渡り廊下については、雨、風が入らないように外壁、サッシ等を設置するものです。安全性の向上を図るものとしては、廊下等の窓に転落防止用の補助手すりを設置するよう変更するものです。その他の工事では約750万円の増額になります。

以上により、6,894万900円の増額変更を行うものです。

それでは、議案書15ページをごらんください。

議案第6号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について。

平成22年3月18日議決の平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負契約について下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成22年9月3日。柴田町長滝口 茂。

記。1. 契約の金額 変更前1億5,225万円、変更額6,894万900円、変更後2億2,119万900円。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 質問に当たって、最初にちょっとだけ自分の意見を述べさせていただきます。

たいというのは、きょうの河北新報、議員さんも町長とか執行部もごらんになっていると思いますけれども、「船岡中改修内容変更で6,900万円増、町議会の議決受けず」というふうに出ています。たまたまきょうのNHKのニュースでも談合事件のあった岩手県山田町の議会のことが出ていました。それを傍聴した町民の方がテレビのインタビューで、これは山田町の恥だと言っていました。私はやはり正直言ってこういうふうに新聞に載ることが柴田町の恥だと思えますね、一つには。

そして、町長や担当課長が前もって議会に出さなかったことについてはおわびしますとありますけれども、今後こういうことはしませんとか、そして、今回の場合で言うと、専決処分のごとも新聞記事に出ていて、町長が、いや、これうっかりしていたとか、本当はできないことだったとかというふうなことを言っていますし、議会に前もって出さないということは議会軽視でもありますから、私からすると重大な過失を最低二つは、言うならば町長がトップとなって犯していると。

関係者、自分も含めて処分を検討しますというぐらいのことを言ってもらえば、我々議会も、例えばこれから審議する、それから採決するというふうになっていくと思うんですけども、これ本来ならば我々選挙で町民から選ばれた者からすると、ここに議案としてかけること自体がおかしいというか、そういう法律違反を犯して出されている議案ということで、本当なら取り下げてほしいというぐらい言いたいところですよね。

ただ、ほかの議員さんもこの子どもたちのための学校改修ですから、議論を進めるということには言っていますけれども、本来ならまず町長が執行部の責任者として今言った最低三つですよね。もっと深い謝罪、今後しませんとか、関係者については処分も検討しますとか、それは自分も含めてと、そのくらい言った上でこの議案の審議をお願いしますというのが私は筋だと思っています。

実際の質疑に入ります。

最初に、全員協議会、きのう河北の記者も傍聴しながらこういう資料説明あったんですけども、1問目は3月の議会からトイレのこととか、外壁塗装のことについて質問があった、指摘されたというか、提案というような、それで、もう次に5月に交付金の範囲内で変更を町長から指示を受けると。1点目はこの町長がどういう指示をしたかということなんです。予算の枠があるから直すところ直そうやと。議会の議決を経た後にどういうことを言ったのか、これが1点目です。

2点目は、新聞とかさっきの担当課長の説明でいくと、例えばひび割れがどうかということで、実際工事をやったら現場の方、業者から、いや、柴田町さん済みません、こういうものがいろいろ出てきましたと。予算の余裕があるなら変更してくれませんかということで、業者というか、現場から変更してほしいという部分が出てきたということなのか。

というのも、きのうの資料でいう外壁のこととかは前もって変更頭あったと理解はしますが、ほかの部分のいろいろな追加が出ていますけれども、これは町の方からこういうふうにしなさいと言ったのか、業者の方からどうしてもやっていたらいろいろ出てきたから追加してほしいと出てきたのか、これが2点目です。

それから、3点目、この船岡中学校の工事については、国が今景気対策というんでしょうか、地方の財源に配慮するというのもあっていろいろな臨時交付金を出している、それに柴田町が乗ったということで、平成21年度に名乗り出て、実際は平成22年度に繰り越しというふうになったわけですが、最初に国に申請したときにどのくらいの計画というんですか、詳細というんでしょうか、町民からすると何でこんなに急に6,900万円という追加が出てきたのかという疑問を持ちますよね。最初の計画がどうだったのかというふうに、私でさえ今疑問を持っていますので、国にどういう計画を出して、実際にこういう変更が出たということに対して、町長でも担当課長でもいいんですけども、当初の計画がずさんだったとか、変更せざるを得なかったことについてどう考えるかお聞きしたいと思います。

そして、もう一つは、町長が船岡中学校やって、次は槻木中学校だと言っていて、次に国の交付金を使って槻木中学校のことを考えているんでしょうけれども、町民からすると心配が出てくると思うんです。こういうふうに議会に対して、例えば2億円ぐらいでやりますということで議決をもらっておきながら7,000万円、8,000万円変更しますというふうになるんだら、国の補助金というのは国民の税金ですよ。柴田町が勝手に使っているというものでも、むだにやってもいいというものではないわけですよ。ほかの国民に対しての責任というものがあると思います。

やっぱり今回こういうことあって、次はこういうことはしませんとやっぱり町長が最初に言う、槻木中学校のときは厳密に計画を立てますというぐらいのことを言わないと、我々は槻木中学校のときの計画が出てきたときには、はい、そうですかというふうにはすんなり言えないと思いますよ。

ここが3点目で、4点目は、ことしの8月16日に変更契約伺い、これは内部で業者と詰めが

終わりましたからということで、決裁の書類回したということなんじゃないかな。17日に仮変更契約締結と。これはつまり町長が決裁しないことにはできないものではないかな、担当課長だけで。ここで町長が決裁したということは、議会に諮らなかつたわけですから、専決処分を行ったと。ただし、新聞にも町長ももう本来は専決処分できる案件ではなかつたというようなことを言っていますけれども、まずこれをやったということは、町長、条例違反ということをお認めですか。認めざるを得ないんじゃないかと。

そして、河北の方が取り上げたというのは、鹿児島県の阿久根市ですか、専決処分ばかりやって議会を全然開かない市長のことを今リコール問題起きていますけれども、あのことについても町長どう思うか。_____

_____、ただ、そういうふうに町民が、きょうの町議会の議決を受けずという新聞の見出しを見たら、完全に柴田町の議会なんていうのは要らないんじゃないかというぐらいに受けとめるかもわかりません。

最後にあれなのは、申しわけないですけども、7月無投票になって3期目に滝口町政になりましたけれども、町民の中にはやっぱり少しおごりがあるんじゃないかというふうに思う方もいるかもしれません。それについてどう思うか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。3点は教育総務課長。それからあとの2点は町長。はい、お願いします。

○教育総務課長（小池洋一君） まず1点目、町長はどのような指示を出したのかというような内容です。町長は、子どもたちのために、子どもたちの環境を少しでもよくするために交付金の範囲内で変更ができるのであればやってほしいというような指示を受けております。

それから、現場からの変更が出たのか、町から指示したのかというようなことでございますが、これについては現場を調査している中で、例えば壁がはがれそうとか、そういうのがたくさん出てきたために町の方から指示をしております。

それから、国にどのような計画の申請を出したのかということでございますが、これについて

は、当初国へ申請する段階で、これは緊急でしたので、精密な計画は持ってありませんでした。概算の設計で国へ申請しているというような状況でございました。以上です。

○議長（我妻弘国君） それでは、4点目、5点目は町長。

○町長（滝口 茂君） 今回不適切な対応をしまして大変申しわけなく思っております。これからはそういうことが起こらないように、新たな組織体制をつくってやっていこうというふう担当課長を初め、集めまして指示をさせていただいたところがございます。今回は本当に、私も本当に申しわけないんですが、うっかりしていたと。8月11日に仮契約を結んで、変更契約を議会にかけなければならないということは当然頭にあって、そして議案としてお出しをさせていただきました。

ですから、8月17日に仮契約を受けて、25日にはもう議案書として議員の皆さんに準備できるようにして、31日にお出しをして議会の議決にかけようということでございましたので、私は議会の軽視をするつもりは全くございませんでした。途中意見交換するうちに、実は子どもたちのために夏休みのうちに着手をしていたという報告がちょっと上がってきたものですから、それで今回全員協議会を開いて、その子どもたちのために早目にやってしまったことに対し素直におわびをしてご理解をいただくということにさせていただいたところがございます。

ですから、議会の議決を経なければならないというきちとした手続は頭の中にあって、そして、議会にもきちっと提案をさせていただいたものですから、議会の軽視するという意図は全くございませんでした。

おごりというお話がございました。そう受け取られないように、これからは事務につきましてきちっと対応して、不適切な対応にならないように職員一同気を引き締めて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） きのういただいた資料でいうその他、工事期間とかそれから予算ということで、金額が2億7,000万円ほどですか、平成21年12月議決とありますね。申しわけないですけれども、この議会始まる前ほかの議員さんも、あれ考えてみると、この2億7,000万円という根拠はあれ何だったっけかと、あの議決したときですね。あれもう1回資料どういうものだったかなという疑問が出たんですよ。もう一度ちょっとこの12月議決のとき、この2億7,000万円という、どういう根拠で出たかというのをもう一度説明願えないでしょうか。

それと、二つ目は、今町長が何も議会を軽視したんでないという言いますけれども、やはりきのういただいた資料でいくと、これもほかの議員さんからも言われたのは、6月議会とかにも間に合わなかったのかと。いろいろ業者と協議して、この資料を見ると、6月、7月、そして、8月9日で大体業者との協議終わったというふうになっていますけれども、6月議会とかに間に合わなかったのか。それから7月、それから例えば8月初めに臨時議会というふうにはできなかったのか。これ見ると、16日に契約変更伺い、さっき私も聞いたように、これで内部で決裁を回して、町長が決裁したから17日に仮変更契約締結ですか、この辺夏休みというのは24日、25日までですか、契約を結んでから1週間しかないわけですよ。

本来ならば夏休み入ってできるだけ少しでも早くという意味では、7月末に臨時議会開いて承認もらって、8月例えば1日でも仮契約結んで、余裕を持って2週間、3週間でやるとか、何かこれ見ると、ぎりぎりするように合わせているようにしか私には思えないんですよ。16日に伺いやって、17日仮契約結んで、1週間あるかないかでしょう。そういうことできなかったか。その2点お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず、2億7,000万円の内訳になります。これについては、耐震補強工事9,700万円、それから外壁塗装改修工事830万円、それから屋上等の防水工事が3,000万円、そのほか廊下の補強の工事が480万円、それから電気機械が280万円、機械設備工事が2,100万円、トイレの改修工事が2,350万円に對しまして、これに諸経費と消費税を含めまして2億7,000万円の計算になっております。

それから、7月末に臨時議会を開催できなかったのかということでございますが、できれば7月に、夏休み前に臨時議会を開くべきだったと反省しております。今後、このようなことがないようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） あのね、済みません。2点目は、6月の議会に間に合わなかったのか。それから、8月に臨時議会を開くべきではなかったのかとの質問でした。

○教育総務課長（小池洋一君） 6月の議会につきましては、金額等がまだまとまっておりませんでしたので、6月の議会で提案するという事はちょっとまだできない状況にございました。それから、8月の全員協議会、この辺でできれば出すべきだったと反省しております。

○議長（我妻弘国君） 臨時会を開催してはどうだったのかという、

○教育総務課長（小池洋一君） できれば臨時会を開催するべきだったということで反省してお

ります。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、はい。

○12番（舟山 彰君） 何か新聞に町長が役場内で連絡が不徹底だったためとかと書いてありますけれども、例えばこの仮変更契約締結のために前の日に変更契約伺いというんですか、例えば役場の中で決裁ということで、例えば今回の件に関して言うと、例えばどうなんですかね、担当課と総務課長とか、あと会計管理者かどうかわかりませんが、どういう方たちがこの仮契約、仮変更契約でもいいんですが、書類を見たんでしょうか。そこで例えば、ああ、これは本当は専決処分できるものではないとか、早く議会にかけるべきだったとかという、そういうことを言う方がいなかったのかどうか。

それと、あと質問できませんから、2億7,000万円についての課長の説明ありましたけれども、今申し上げた金額一通り計算して総額2億7,000万円、ちょっと私も電卓なかったからあれですけれども、なるよと、そういうことで去年の12月議決されたとしても、現契約額が1億5,200万円で、今度の変更契約6,894万円ほどで合わせると2億2,100万円になりますよと。議会からは2億7,000万円という枠が議決されているから、この後も場合によっては変更してもいいんだよということになるんでしょうか。ちょっとそこですね、大枠での2億7,000万円という議決を議会からもらっていて、実際には最初は1億5,200万円ぐらいの契約しかしてなくて、町民からすると極端に急に6,800万円ほどの変更をお願いしますとか、ちょっとその2点最後に。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 伺いにつきましては、教育委員会、それから町部局では都市建設課、財政課、それから町長までの決裁をとっております。

それから、2億7,000万円についてですが、今回は建築工事の変更ということで、この契約については電気工事、それから機械設備工事の契約もやっております。これらを合わせて2億7,000万円になるということですが、それから今後、機械、電気関係の変更が出るのかどうかということですが、それは出る予定で考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今、舟山 彰議員との間でのやりとりもありましたが、やはり最初の予算の積算の根拠というのが、それを言われれば12月時点での私らの追及についても、じゃあ問題を問われなければなりません、根拠についてかなり希薄な部分があるのではないかと

指摘せざるを得ないと思います。

それと、今回の変更契約の内容というか金額ですが、総契約額のうちに占める額の割合においてもかなり大きな額になっています。その点では、一般競争入札の妥当性が問われるのではないかと。むしろ今回の部分の単独の工事だけをピックアップして見ても、ここだけでも入札に値するぐらいの工事の量だと思うんですが、その辺の一般競争入札の妥当性についてどう考えるか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目、教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） もう少し精査して国への申請をするべきだったということでえております。

○議長（我妻弘国君） 2点目、財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今回45%に近い変更契約、これが一般競争入札の変更契約として妥当かという質問なんですけど、広く公共事業では3割相当までというふうな、いわゆる申し合わせといいますか、考え方があります。これは15年ほど前まで会計検査院で、変更契約については3割というふうな監査規定を持っておりました。ただ、その後、多くの公共事業、特に今回みたいな修繕、改修が多いんですが、3割を超える事案が多く発生して、それは工事業種、そのケースによって変更契約を認めるべきかどうかを判断すべきだと。ですから、一概に3割を超えたから変更契約は不相当だという考え方は、15年くらい前だと思いますが、それ撤廃されました。

ただ、多くの市町村ではその考え方、どこかで線を引かなきゃいけないとなれば、3割相当という考え方は多くの自治体で持っております。ただ、明文化されていた規定ではありません。今回の事案がどちらかといいますと、単なる変更ではなくて追加的な要素を含むということで、議員おっしゃるように、一般競争入札としては少し不適當なところもあるかなという感触はありますが、大枠では一つの同じように設計管理の方が同様な上率でもって変更契約額についても評価しておりますので、一般競争入札の仕組みを損なうまでのことではないというふうな判断はいたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 子どもたちのため、中学生の日常生活を一番多く過ごす学校の安全を確保するためという名目があれば、議員だって賛成をせざるを得ない部分というのはあるんですが、だけれども、ただこれだけの変更というか、追加契約を認めるとなれば、今後の不正

の温床になりかねない部分が絶対に出てくると思うんです。その部分についてやはり今現在で不正があるというふうに私は指摘するつもりはないですけども、今後について、私は今回の部分についても妥当性に欠けるのではないかと思っているんですが、今後についてもこういう例えば議会手続云々以前の入札や工事契約にかかわって、これからもこの4割を超えるような追加契約をする、変更契約をするような考えが今後も考えているのか。これが柴田町の町是とするのかということも含めて伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今回の変更契約については財政契約部門についても大きな問題意識を持っております。金額的に3割とかという基準ではなくて、本来の変更に当たる部分かどうかという検証をやはりすべきなんだろうと思っています。今回はどちらかといいますと、繰り返してはならない事案と財政契約担当は受けとめております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、はい、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 私は本来は子どもたちのための安全確保という点では最大限できる限りのことをするべきだと考えて、議会の活動でもそうしていますが、ただ、今回の事案については、やはり過失レベルというか、もしこれが本当に過失だとしたら、町当局は相当油断というか、緩みがあったんではないかなというふうに思います。

それと、最初の時点の工事の積算においても、これは私も属する産業建設常任委員会で指摘をしていたこともあるんですが、町としての建設事業がふえている中で、都市建設課の、いわゆる建築部門の設計がわかる職員のところに対する仕事が荷重になっている実態があって、その中で構造的に生まれたことではないかなというふうにも思うんですが、その点では軽工事、工事の程度にもよりますが、各課ごとに例えば見積もり積算ができる部分と、それから、そうでない大きな工事がかさんだ場合にかなり町役場の仕組みの中で偏るといって、欠陥もあるというふうに思っているんです。その辺についてどう考えるか伺いたいのと、それから、町民に対してあれだけの新聞記事が出ていて、一定の議会だけではなくて説明責任というのは絶対にあるというふうに思うんですが、その点についてどう考えるか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 新聞記者にもお答えしたんですが、実は私の指示が徹底をしてなかった関係がございました。それが一番の間違いかなというふうに思っております。というのは、

国にお願いするときに、私の考え方としては大規模改修というのを想定して積算をさせて、そして国からお金をたまたま前倒しでいただいたと。ですけれども、担当者の方は、船岡中学校は5年後にはもう新設するということだったので、余りコストをかけないで今回は耐震のみ、周辺のみ改修するんだということで積算をしてしまったということだったんです。そこに今回内部で調整、指示が徹底しなかったということなんです。

ですから、私が槻木中学校の新築の方に目を向けてしまったがために、船岡中学校の新築を考えていた担当者には大変申しわけなかったんですが、大規模改修にということになりました。ですから、積算が最小限度の積算で発注をしたと。それが後で町長との考えに違いがあったので、議会からもいろいろご指摘がありましたので、やっぱりここは大規模改修で子どもたちの教育環境をよくしようということで始まったものですから、積算はそう意図的に高く見積もったわけではなくて、担当者の方が将来は建てかえるということで最小限のコストでやろうと。逆に町長は、船岡中学校は当面新築できないと。ですから、大規模改修で10年ぐらいはもたせようと、そこにちょっと内部調整の甘さがあったんだなと反省をしているところでございます。

ですから、今後はこれからどんどん、どんどん建設工事が出てきておまして、担当者に荷重になっていると、これは否めません。ただ、建築につきましては、職員を募集したんですが、残念ながら受からなかったという事情もございまして、私はそういう構造的な問題に対して職員をふやすと、建築をふやすという努力はしているんですが、たまたま今回試験でも落ちてしまったというようなことがありましたので、改めて再募集を考えて、その構造的な問題に対しては技術職を、建築を採用する再募集を1月に改めてやっていきたいというふうに思っております。

そういった意味で、今回は大変本当に担当者には船岡中学校の大規模改修、船岡中学校の新築、それから槻木中学校の新たな基本設計プラス設計変更と四つの仕事を集中してやらせてしまいましたということで、本当に職員に対しても議会に対しても大変申しわけないなというふうに考えております。

町民につきましては、そのように大きな金額の差ができたのは、新築しようと思っていたのを大規模改修に町長が方針を変更したと、そのために大きな金額を、契約変更を議会の方にお願いしなければならなかったということ、広報等を通じて町民に理解いただけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 私も質問の前に意見を言わせてもらいたいんですが、先ほど来いろいろ質疑があった中で、新聞に報道されたからどうのこうのということがちょっと気になるんですが、新聞は報道機関として事実を報道するというので、それはそれとしてきちっと読者なり住民に報道されること自体はそんなに何も恥でもなければ、これは当然正しい姿だというふうに思うんですが、それよりも実態といいますか、本質はやはりこういう大きなミスが重なっちゃってこういう結果になったということに対して、今後絶対こういうことが起きないように、どういうふうに役場内で対策を立てるか、あるいは体制を整えるかということに尽きると思うんです。

これからのことをきちっと正道に戻すためにどうするかということが本質であって、その辺をどう考えるのかということが大切だと思いますので、その辺はお伺いしたいと思います、

○議長（我妻弘国君） 大坂三男君、町長に対する質疑だけに。

○11番（大坂三男君）

それで、まず確かに大きなミスで、また議会無視、軽視というような形になっております。多いに反省していただきたいと思いますが、この点について町長の責任をどう考え、どういうふうな処分等が当然考えられると思いますが、その辺町長はどういうふうに考えておられるのか。あと関係者についてもどういう形で責任をきちっとするのかというようなことも含めてお伺いしたいと思います。

それと、これにも関連して、過去に柴田町でこういうことが議会の議決を得る前にやってしまったというような事例があったのかなかったのか、そのときに、再発防止のためにどういう対策をとったのか、あるいは庁内処分なんかあったのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、全国的にもこういう事例、先ほど来、追加工事に関して、変更契約についてある

程度認められるような事例があるようなことも、話もありましたので、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目、2点目は町長。3点目、4点目は財政課長。

町長。今後の対策と町長の、

○町長（滝口 茂君） これにつきましては、やはり再発防止というのが私の責任ではないかなというふうに考えているところでございます。議会に対しましては仮契約を結んで、そして、きちっと本会議で変更契約を結ぶと、その手続上については何ら問題はなかったというふうに考えております。ただ、実際には報告が上がってきた段階では、その前に着工していたと、それを議会に報告しなかったということが問題でございます。そういうことのないように、これからその仕組みをつくるのが私の責任ではないかなと、今のところ考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 町長、もう一つ質問がありました。町長、本人の、町長はどういうような自分で処分を考えているかというようなことがありました。どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 過去にそういう事例がありましたので、それを参考に議会の方の意見を聞きながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 3点目、前例はあるのかということでございます。前例はございません。これにつきましては、下水道事業なり、掘削をされていて変更が伴う場合があります。これについては埋め戻しをして、それから議決をもらって再度ということにもなりませんので、これについては緊急を要すというような形でやらせていただいた経緯もあります。ただ、それにつきましても違反ということにもなりますので、これについては職員等の処分というようなことも実施して、そこの責任所在はきちっとさせた経緯があります。

今回のケースも、ちょっと長くなって申しわけありませんが、伺いを出して仮契約をして議会の議決を求めるということは通常の専決処分はできませんので、通常の流れでやっていた。ただ、先行してやってしまった。それはなぜかということ、子どもたちの夏休み期間中にどうしても終わらせなくてないというような思いの中で先走ってしまったというのが一番の非としてあるところだというふうに思います。

何も契約を伺いとして、私も決裁しましたけれども、伺いとして仮契約をして議会の議決を求めて、議会です承してもらって、そこからスタートすればよかったですけれども、いろ

いろな要素がありまして、足場を組んでいて塗装はがれてきているので、足場外してから、じゃあ、議会の議決、工事とめて議会の議決をもらってから足場かけてまた塗装する、子どもたちが戻ってくる、シンナーのにおいはする、何はする、そういったことをちょっと先走ってしまったということは、本当に行政側としては反省はしているということでもあります。

地方自治法上も逐条の解説の中で、そういった緊急性を要する場合、今回の場合、緊急性を要したのかどうかというような判断はなかなか難しいと思います。ですから、町長が先ほどからおわび申し上げますように、とにかく緊急性があったかどうかというような判断よりも先行してやってしまったことに対しては深くおわびするというふうなことでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 町長の関係部門の処分となりますと、いろいろ庁内のに手続があるんだろうし、そういう委員会みたいなので公の場できちっと決めなくちゃならないことなのであれなんです、やっぱり町長、責任者として自分の処分ぐらいはやりますぐらいは、やはりここできちっと表明してもらわないと、なかなか今回のこの提案に対しては難しいかなということも私個人的にはありますので、もう一度町長個人の考えをちょっといただきたいと思ひます。

それから、変更工事、今途中で当然やることもあるんだということで、たしかそのやった後で専決処分という形で議会には後で報告といひますか、求めることはできるということで、それから500万円まではという話を聞いたんですが、その500万円の根拠と、今回こういうことがあったので、その500万円をもう少し金額下げるようなことも必要じゃないかなというふうに私は思ひますが、その辺どのように考えますか。

○議長（我妻弘国君） 1点目、町長。それから2点目、総務課長。1点目、町長。

○町長（滝口 茂君） 個人的なという考えでございます。というのは、私ももちろん個人的には責任をとると、処分をするという考え方でございますが、組織としてはいろいろございまして、それについては先ほど申し上げましたように、過去の事例等を見て判断をさせていただきたいというふうに思ひております。個人的には責任をとるつもりでございます。

○議長（我妻弘国君） 500万円の専決処分については、議会の方で決定してあります。ですから、議会側で再検討ということに、もし検討するんであれば議会の方で検討したい。

再々質問。何か。答弁を求めます。

○都市建設課長（大久保政一君） 変更工事の関係で、5,000万円以上は当然議会の議決を必要としているということで、当初の請負金額ですね。変更についてはこれまで町長への専決事項というのがありませんでした。まさしく議会の提案で1割以内かつ500万円以内ということで、上限が500万円ということで、それについては先ほど総務課長の方からも話ししましたが、下水道工事で途中でちょっと掘ったり何だりしてとめられないということで、それについては1割以内かつ500万円以内であれば、専決という形で議会から町長の方へ委任されているということです。今回の工事はまさしく専決以上に超えて6,800万円ということで、最終的には当然専決事項に当たらないということになるかと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。はい、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 先ほど来、庁内の関連部署内の連携がどうもうまくいってないんじゃないかという感想を受けているんですが、今後、こういうことが今回ありましたので、その辺法令遵守とか、あるいは必ず議会の議決を経なければならないとか、議会に報告しなければならないということについての関係事案かどうかということの判断とか、あるいは連絡とか、あるいは問い合わせとかということを密にさせていただくために、何か特別な検討会議みたいなものをぜひ設置してもらって、この際きちっとそういうことは取り決めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今回の原因の一つであります調整的なものが問題となっている関係上、議員からのご指摘があります。実際現時点では調整会議というのが起こせるようになっています。これについては、事案に関して担当課長がまちづくり政策課に話をして、こういった内容で調整会議を開きたい、それをもとに副町長を筆頭として調整会議を開くというようなことの体制になっております。

しかし、これにつきましては、調整会議にこれを上げるべきか上げないべきかというような中で、担当課の判断になってしまうということもありますので、今回の工事関係のみならず、ある程度議会関係あるものについては、特に調整会議ということではなくて、行政の法律を担当しております総務課、それから予算を持っております財政課等々、あと副町長、それから当然担当課なりで案件については必ずそういうような会議を通して決断していくというようなものを、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに、構築に向かって進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。6番佐々木 守君。

○6番（佐々木 守君） 今回の問題でいろいろ私なりに検討してみたんですけども、この問題が発生したのは、私の考えなんですけれども、個人的な考えとしては、2月に実は議会で予算が可決されていますね。したがって、予算が可決されているので、5月の時点で町長から交付金の範囲内で工事をやるよという指示が出ているわけですね。その際に、やはり多額の差額金が出るということは当然わかっていたはずなんです。

ですから、これだけの多額の金で改修工事をやるということになると、やはり専決事項ということが、各管理職の皆様方がやっぱりきちんと把握されておらなかったのが原因なんじゃないのかなと、このように思います。一般企業でも同じだと思うんですけども、やはりいろいろな形で変更が、仕事をやっている場合に出てくるんですね。そうすると、やっぱりどいう時点で決裁をもらわなきゃいけないかということは、やはり当然管理職たるものはそれを自覚してないといけないと。そうでないと、やはり不祥事が生じてくるんじゃないかなと、このように思うわけでございます。その辺ちょっとお答えをいただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 先ほどもお話し申し上げましたが、手続上は変更が生じましたと、議会の議決案件ですということは承知しております。課長等は全員承知しております。そのために設計を再度組んで変更契約の金額をはじき出し、議会の方に上程するべく進め、そして伺いをとり、そして仮契約をし、今度仮契約をただけではだめなので、議会の方に上程して議決をいただいてから工事を進めるというのが普通の段取りで、今回もそのようなつもりで段取りはしてきたわけです。

ただ、先ほど言いましたように、学校の関係とか、いろいろなことがあって、ちょっと先走りしてしまったということは、これはいかんというふうに考えますので、今回おわびというような形で、今までの流れの手続上は伺い、仮契約等々については何ら、先行してやらなければですよ、やらなかったならば何らスムーズに今回の議会で皆さんが学校のためだから金額ちょっと大きいとか、いろいろな質問はあろうかと思いますが、そういったご意見で可決していただけたのかなというふうには思うんですが、ただ、今回先走ってしまったということが一番の要因ということで、事務手続上は担当課長も全部、ここにいる課長等は5,000万円以上が議会の議決、それから変更契約についても議会の議決、それから500万円、10分の1については町長の専決処分というような形の中は承知しております。

- 議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問、はい、どうぞ。
- 6番（佐々木 守君） 皆さんが理解されているということだということで、お伺いしましたけれども、そうなった場合、当初予算と今回最終的に出た2億2,119万円ですね、これでもう当初予算からまた差額が出るわけですね、5,000万円ほど。このお金は、次はどういう形で処理をする考えなんですか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。
- 公共施設管理監（小野宏一君） 今回の耐震補強工事につきましては、建築工事と機械設備、それから電気工事ということで分離発注しております、その建築工事だけですと2億2,190万900円になります。そのほかに機械設備工事として1,176万円、今の契約しております。それから電気設備工事につきましても184万8,000円で契約しておりますので、残りは3,588万7,100円ということになっていますけれども、電気や機械設備におきましても変更箇所等が出てくる予定ですので、その辺そちらの方に使っていただかなければならないと思っております。
- 議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。
- 6番（佐々木 守君） そうすると、その金額はまた別に議会で承認を得るというお考えなんでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。
- 公共施設管理監（小野宏一君） 議会の議決案件は5,000万円以上ということですので、機械と電気につきましては5,000万円以下ですので、議会の議決を得ない契約で進めております。
- 議長（我妻弘国君） ほかに質問ありませんか。17番白内恵美子さん。
- 17番（白内恵美子君） この流れを見ているんですが、この中で何度でも議会へ説明することはできたと思うんですが、一番適切だったのはどの時点だと思いますか。
- それから、私は文教厚生常任委員なんですが、なぜ常任委員会の方に、実際に常任委員会が開かれているときにも、これだけ大きい変更がありながら説明がなかったんでしょうか。もっと常任委員会というのも大切にしていきたいんですが。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（村上正広君） 平成22年7月12日以降というふうに考えておりますが、ここで議会の方にご報告を申し上げるといことになりますと、設計から何から変更の部分の積み上げをしてきちっとした形でご説明を申し上げる段階までこないと、なかなか説明ができないと

ということになるかと思いますが、臨時議会とかになりますとですね。ですから、今回の場合についてはこちらも反省しているんですが、臨時議会ということ、設計も何もきちっとできる段階でなかったものですから、でも変更が生じるということはもうわかっていたものから、事前に今議員おっしゃるように委員会なり全員協議会、こちらで考えているのは全員協議会の方に今こういった形で進んでいますと。設計とか何かも今発注して建築センターでお願いして金額もはじき出しているんですが、まだ確定はしてないと。すぐ近々の議会なり臨時議会で今度対応しますので、ひとつ追認というか、お願いしたいということ、ご説明をこの平成22年7月12日あたりに全員協議会を開いて説明をするべきだったというような反省を持っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 金額の精査が出てなくても、大きく変更するということはもう5月の時点でわかっていたんでしたら、まず6月での報告ということもとりあえず可能でしたよね。6月議会において報告することも可能でしたし、それから常任委員会への報告ということもやはり必要だったと思うんです。

それで、ちょっとわからないのが、7月12日には学校及び施工業者と変更内容の確認をしておりますよね。そして、7月21日夏休み開始と同時にもう変更工事分も着手しているということですよ。変更契約、実際締結したのが8月17日となると、契約自体もかなり着手して大分たってから契約したというふうに、これは読み取っていいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） やはりわかった時点で常任委員会なり議会なりに報告すべきだったということで思っております。

○議長（我妻弘国君） 答弁かわります。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 7月12日に最終的に変更の内容を確認して、そして、最終的には8月17日仮契約という形のことだと思います。そこには1カ月間ある程度あるんですけども、現場状況を見ながら、ここからここまで変更しましょうよということでまずある程度決めます。それから、当然その前には宮城県の建築住宅センターの方に管理を委託しておりますので、最終的にはそういう形で概算といいますか、大体これくらいだろうということを考えますと、最終的には予算内でといいますか、その中で納まるということで、最終的にはその内容を精算するのに1カ月近くかかっていまして、8月9日、変更起工ということ

で、最終的には17日に仮契約を結んでいるということで、工事をしながら積算変更をしながら、現場の状況を見ながらということで、そこはなかなかこっちはこっち、こっちはこっちでなくて、期間もないということで、一連に流れて設計変更をまとめたということになっております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 工事のことについてはよくわからないんですが、ただ一度きちんと変更契約を結び、その後また変更があったらまた契約をし直すというか、追加で契約をするとか、そういうことというのは不可能なんでしょうか。今回の場合、やはり契約を結ぶ前にもう着手していたということはとても大きな過失だろうと思うんですね。ただ、確かに現場を考えれば、夏休み中に終わらせたい、ここやったらここも出てきたということで、すぐに取り組んだらうとは思いますが、ただすべてを速やかに、速やかにというふうに持つていくことはもっと可能だったのではないかなと思うんです。

どこが中心になるべきだったのかということもよくわからないんですが、本来は教育総務課がすべてのまとめ役で、工事自体をまとめたのが都市建設課ということになるんだろうと思うんですが、後手後手になってしまった原因をもう一度分析して、今後二度とこういうことが起こらないように、やはり横のつながりも徹底していただきたいと思うんですね、これからは。そして、やはり議会へ説明が必要なものは速やかにすると。単純に考えれば、一たん変更してまた変更があったっていいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしく今回議決をいただければ、最終的には町長への専決事項ということで1割以内、500万円以下ということで、もう1回最終的にはまたふぐあいが出てくればそういう形で対処させていただきたいと、このようにまず思います。

それから、どこが中心かということで、最終的には予算持っているのは教育総務課ですので、最終的には教育総務課から都市建設課、公共施設管理ということで委託を受けます。まさしく工事は工事でやるわけなんですけれども、そこがやっぱり何というんでしょう、例えば銀行に行って預金するのに、おろすのにも同じなんですけれども、手続がやっぱり住所が違って、金額が違って、ということになれば当然銀行ではおろしませんよね。そこが最終的には議会のチェックみたいな形で、今回なるんですけれども、やっぱりそこはきち

と連携をとりながらやらなければいけなかったんだろうと、このように反省をしております。

もう一つは、受任を受ける課でもやっぱり当初予算、それから当初契約きちっと1回ヒアリングといたしますか、レクチャーみたいのをして役割分担もきちっと決めて、やっぱり工事は工事、あと法手続といたしますか、そういうものはお願いするみたいなことをきちっと役割を決めて今後進めていかざるを得ないと、このように思います。今回大変ご迷惑をおかけしております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 15番加藤克明です。同僚議員の皆さんがいろいろとお話しされておりますけれども、私も文教厚生委員会に所属しております、よく学校、現地調査しております。非常に言葉簡単に言えばかわいそうなぐらいの充実されていない校舎が多いということに常に思っておりますし、痛感しておりました。この案件もそうなんですけれども、わかりやすく言えば、全員が悪にとらえられるということなのかなと思うわけでございます。当然公共事業でございますから、議会を通さないで進めること自体は十分に反省すべきであって、そういう流れのやっぱり一端として、今後、専決処分が500万円であっても、議長経由で情報を提供するルールをやっぱりつくっておかれた方が、私はこういう問題が出ないんでないかなと思います。

そして、白内議員もお話ししておりますけれども、担当、常任委員会の方にも当然委員長あてに情報を提供しておく、それは工事、概算が進められるか、進まないかわからなくても、こういう案件があって、今こういうふうな状況なんだと。事前にやっぱり情報を提供することによって、忘れていたとか、わからなかったとか、じゃあ、こちらの担当課も全然わからなかったとか、そういうんじゃないかと、やっぱり行政一体となってこういう問題になる案件でございますから、よほど慎重にそのような考え方と、当然仕事の担当課との縦だけじゃなくて、横のつながりここにあると思いますので、一応そういうことで議長経由ということで、きちっとここで話しされておいた方がよろしいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（小野宏一君） 今回の工事につきましては、実務担当者としての私の不行き届きな点がありまして大変申しわけなく思っております。今後、そういうことのないように

情報提供をわかった時点でしまして、また常任委員会等に報告するように情報提供していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○15番（加藤克明君） 町長もやっぱり担当課との密接なやりとりじゃなくて、計画的な流れとか、そういうことも踏まえて町長の方からも、先ほど私が言いました、担当課で今お話しされておりますけれども、町長からもぜひ建前じゃないんだということを明言していただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回は情報不足によりまして、また、イレギュラーな対応をしてしまいました。本当に申しわけないというふうに思っております。早目、早目の情報を、確定されない数字であっても情報をお出しして、議会の意見を十分踏まえれば今回のことが起きなかったのかなと改めて反省をさせていただきたいと思います。議長を通じて、また委員長を通じて情報を早目、早目に出すというのは大変私も望むところでございますので、きめ細かな対応を今後もさせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 事があってから二度としないというのがよくテレビとかいろいろところで見たり聞いたりするんですけれども、これ一度やると二度もやっちゃうんですね。本当に一度やって二度やらないというのはないんですよ。だから、その辺強く要望しておきます。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 今までの話を聞いてみますと、何か弁解が八分、それから本当に謝罪というのが二分という感じがします。それで、先ほど町長が言ったように、処分については今後考えると、こういうことですが、やはり決まっていることをしなかったということについてはもうはっきりしているわけですから、前の段階で。そうすれば、当然自分たちはどう処するんだと、自分の身を。そのことについては、今後考えるじゃなくて、具体的に謝罪するときに私はこのくらいの身を処したと、こういうふうな仕方が今相撲業界でもはやっているみたいですが、やっぱりやるべきだと思うんです。

それで、一つは町長が身の処し方についていつはっきりするんだと。これをはっきりすべきだと思うんです。こういうものをその非については論議をしてここで持ってくるのが処分の

仕方、謝り方だと私は思います。それが一つです。

それから、専決処分が何か多くなってきているんじゃないかなという感じがします。やはり専決処分については少なく、少なく努力するということがあるべきでないのかなと、この点が2点目に感じます。

それからあと、仕事とはいいながら、やはり組織ですから、弁解じゃなくて、きちんとやっぱり組織としてのモラルといいますか、それがなければ町民に対しての示しが見つからないと思うんですよ。やはり町民の方には役場というのは弁解を聞かないということも についてとは別ですよ。そういうふうな考えがあります。そういう意味で、一応町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私個人としては責任はとらせていただきますが、柴田町の先例に倣って処分をさせていただくことになると思います。

○議長（我妻弘国君） 専決処分について、総務課長。

○総務課長（村上正広君） 専決処分が多くなっているんでないかということですが、この専決処分につきましても、法にのっとった、条例にのっとった議会の議員提案の中での町長に対する専決処分というような中で、その範囲を超えることなく、それを守りながら専決処分をさせていただいているということですので、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 3点目の組織のモラルについて。

○総務課長（村上正広君） はい、済みません。今までのこちら行政側の答弁の中で、弁解が8割で2割が反省ということでとらえられたということにつきましては、そういうことではなくて、確かにもう反省は重々しております。弁解じゃなくて、事実を述べているということですので、その辺は弁解はいたしません。大変申しわけありませんでした。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番広沢 真君。反対の討論ですか、はい、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。私は今議案に反対の立場で討論に参加します。

皆さん、子どもたちの安全・安心な生活を守るというその思い、それは執行部であっても議

員の皆さんであっても共通の願い、この願いに異を唱える人は恐らくだれ一人としておられないと思います。しかし、それだからこその中学校の補強工事等についても、もちろん工事の内容は問われますが、町民に公明、そして透明に行いつつ、そして議会にとってはチェック機能を発揮できるような、そういう手続を踏まえていただく必要があったということがまず第1点上げられます。

それからもう1点、なかなか質疑の中では出てきませんでしたが、先ほど私が取り上げた追加の金額の問題であります。子どもたちのためだから急いでやらなければならない。これは大変大きな問題意識ではあります。そして、多くの場合、認められなければならない部分でもあります。ただし今回のような事例の場合、例えば最初の契約金額のうちの4割を超えるような追加契約を行う場合に、この理由が、この理由でなくても4割以上ということが追加工事として認められること、今後ないとは思いますが、前例ができてしまうということについて私は非常に危惧を感じます。これだけ全国で公共工事に関する談合や不正の問題がチェックをされ、そして世間の目も大変厳しくなっています。それだけに今回の問題というのは柴田町の未来に向かって絶対に起こってはならない問題の教訓の一つとして受けとめるべきであります。

中学校の耐震工事が円滑に進み、そして安心して生活できるそのことは私自身も今後も望みます。しかし、議会のチェック機能を守ること、それから不正を挟み込む余地のない公明公正な入札制度を守るという意味で、私は戒めの意味も含めて今回は本議案に反対をしたいというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美です。ただいま議題となりました議案第6号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について、原案賛成の立場から討論させていただきます。

今回の件につきましては、子どもたちの教育環境に支障を来さないように、内装工事など夏休み中に何としてでも終了させたかったという配慮につきましては、認めざるを得ないところでございます。しかし、工事をしていく段階で追加工事が発生し、工事変更が生じたこと、それを議会に報告しなかったことは大変遺憾でございます。まさしく議会軽視と思われる方も仕方ないと思います。執行部のチェック体制の甘さが露呈したのではないのでしょうか。町長を初め執行部、担当課は議会軽視をしたことをきちんと認め、内部でも連絡体制を密に

し、今後二度とこのようなことが起きないように肝に銘じていただきたいと思います。一日でも早く子どもたちが安心して安全な環境の中で授業が受けられることを願います。以上のことについて賛成の立場から同僚議員の賛同をお願いし、賛成討論いたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより休憩に入ります

再開は1時からとします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

午前中の議案第6号審議において、12番舟山 彰君が質疑の前に述べた意見について、本人から発言取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、舟山 彰君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

日程第6 議案第7号 権利の放棄について

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第7号権利の放棄についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号権利の放棄についての提案理由を

申し上げます。

長年にわたり地域ショッピングセンターとして事業を展開していた株式会社サンコアは、業績の悪化により平成21年10月31日をもって営業を停止し、平成22年3月12日に東京地方裁判所に破産の申し立てを行い、同月17日、東京地方裁判所から破産手続開始の決定を受けました。債権者集会を経て、6月24日に株式会社サンコアの破産手続が終了し、債権の回収が不能となりました。このことから、土地使用に係る行政財産使用料1,906万5,189円を放棄したく、地方自治法第96条第1項10号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補足説明を申し上げます。

まず、議案書説明の前に概要を説明申し上げたいと思います。

まず、権利、いわゆる債権ですが、そのほとんどが旧サンコア敷地内にある地下用水路敷上部の駐車場用地使用料の未納債権になります。土地はサンコア用地の南端を東西に貫通する5,360.23平米の用地になります。未納はサンコアの経営不振から発生しております。平成17年度の途中から未納が始まっています。未納となっている使用料を申し上げますと、平成17年度が228万4,436円、平成18年度から20年度、各年度428万4,436円、平成21年度392万7,445円、平成21年度は11カ月分の計算になります。合計で1,906万5,189円の未納債権となります。

未納の発生直後から納付のための相談協議を重ねました。ただ、営業状態は回復せず、ことしの破産に至るまで納付は一切行われませんでした。未納状態が継続しておりましたので、町としては使用の許可取り消し、または債権回収のための民事手続をとることも可能でしたが、そのことはスーパーセンターの営業停止につながるということもあり、法的手続に至ることはありませんでした。納期協議の中でスーパーセンター継続のための再建策の提示を求めてきました。

実はサンコア自体でも自主再建案をつくって町にも示されてきました。その中では、再建策が始まったときには減免ということもあったんですが、出資する金融機関、この同意が得られず実現には至りませんでした。平成21年不動産等営業権は昨年になりますが、イオングループに移って、スーパーセンターそのものはジャスコとして継続となりました。ただ、サン

コア自体は再建とはならず破産の申し立てが行われました。

破産処理は本年3月17日、所轄する東京地方裁判所で開始され、6月24日終結いたしました。破産の整理の中では十分な財産、財団といいますが、なかったため優先債権の一部、これは公租公課債権になりますが、行われたのみで6月24日同日、破産処理は終結、法人も消滅ということになりました。柴田町が届け出た債権のうち、優先債権となった税の債権、これは35%の配当が行われました。4,355万3,559円のうち、1,536万3,695円の配当弁済がありました。ただ、劣後債権、一般債権となるこの使用料債権には配当はございませんでした。

破産の法的手続が完了しました。法人も消滅したことから、債権の回収は不能と判断し、地方自治法の定めにより本議案、権利の放棄を上程いたします。議決の後、会計処理で不能欠損処分を行いたいと考えています。

議案の説明を申し上げます。

17ページごらんください。

議案第7号権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成22年9月3日提出。柴田町長滝口 茂。

放棄する権利の内容 株式会社サンコアに対する平成17年9月から平成22年2月までの土地使用に係る行政財産使用料1,906万5,189円。

放棄する権利の相手方 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号、破産者株式会社サンコア、破産管財人樽崎礼仁。

権利を放棄する理由 株式会社サンコアの破産手続廃止の決定が平成22年6月24日になされたことにより、当該債権の回収が不能であるため権利を放棄するものである。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 平成17年の減額47万8,000円かな、減額したときの理由、相手側とのですね、つまりこういう理由だから減額してやる、もしくはしてくれとか、そのときの話をひとつ聞きたいと。

それから、二つ目に一応使用許可なので、使用許可では相手に非があった場合にはそれを取り消すことができると、これははっきりしているわけです。そして、ましてやこの使用許可

については1年ごとの契約でよろしいんですね。そうすると、その使用許可の中で使用期間の継続を希望するときは、使用期間前満了3カ月前までに行政財産使用許可を申請すると。つまり申請を求めているわけです。つまり金をもらわないで申請だけ出させて許可を出すという、そういうやり方だったのかどうか、その辺をお伺いしたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、減免についてお話いたします。

減免は、実は営業不振は平成15年度から始まっておりまして、その時点から10%の減免かけております。本来は475万9,884円の使用料なんですけど、減免を行いまして428万3,896円、これが平成15年度、16年度、17年度、これはちょっと営業不振という形で町が10%減免を認めました。ただ平成17年度からの途中、200万円を支払い、分納かけていただきまして、それ以後支払いが行われませんでした。

支払いが行われなくなった時点で、町は協議に入りまして、再建策を示してくれと。再建策が示されて、それがもしも実施されるならば、再建になるまで5割相当の減免についても考えるというふうな約束をいたしました。ただ、いわゆる実行される再建策は示されなかったということです。そのために、いわゆる再建のための町の50%減免ということについても実施は行いませんでした。ただ、10%減免は平成15年から引き続いていたということです。

もう1点、使用許可の関係です。議員おっしゃるように毎年使用許可申請が上がりまして、完納をもって使用許可を出します。そうなんですけど、サンコアについては、いわゆる問題ケース、町が再建まで一緒に何かしらの支援ができるかと考えるケースでありまして、使用許可そのものは滞納の整理協議が始まってからは許可という形では出しておりません。ただ、継続的に使用を追認するという形になっていたのが事実です。再建を待つというのが町の姿勢でした。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） ですから、使用許可の場合には、決まったことを決まったようにやれば問題は、私は言わないわけです。要は満了3カ月前に許可証を、使用願いを出させて許可証を出すというやり方ですから。これが当たり前なんです。これが全然なされてなくて、相手に任せっきりになっているということが、こういうふうに大きな金額になっていったのじゃないのかなというふうに思います。

だから、はっきり言えば、その中での話の中でジャスコだけが駐車場代を払いますというふ

うになるかもわからなかったわけですから。ですから、そのことについてはやっぱりきちんと決まったように対処すべきだったのではないかというふうに思います。ですから、この中で入っているのが使用料の支払い時期も入っていないんですが、これについてはいつころ使用料支払いになっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 通常の使用料については、年度末に一括して納めてもらうこととなりますが、サンコアについては実は分納という形でも進めておりました。一挙に払えないという相談もありましたので。

第1点目の手続を厳密にやっていたらというお話でしたが、手続を厳密にやるということは、営業をさせないということですよ、貸さないということ。貸さないとなれば、当然入り口に当たる土地ですので、いわゆるスーパーセンターに対する出入りが禁止されるわけです。そのことまで政策的にできないという町の判断をいたしております。

ただ、通常の手続き申請、いわゆる許可申請に対して許可という形は、これはできないと。あくまでも追認という形できりできないですし、再建については毎年確認していくという形で進んできたのが実情です。法手続上少し問題があると言われればそのとおりですが、大きな問題は、町が法的ないわゆる強い措置に踏み切れなかったということになりますので、そこは町の方針というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、使用許可を一方的に出していたというふうに判断してよろしいのかどうか。それからもう一つは、ジャスコ、それからサンコア、それから町と3者の話し合いはなかったのかどうかという点をお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） あくまでも使用許可という形では未納になっていて出せませんでしたので、追認という形ですね。使われてしまって、ただ許可は出していないんだけど、使われてしまうということについては、特に強制的な執行権は発揮しませんでしたので、ただそのことについて事実を確認して使用料は残るんだよということが続けてきたということです。簡単に言えば未納のまま許可申請という判断は押せないということもありましたので、いわゆる整理手続の一つとして町は追認してきたということです。

3者の話し合いですが、ジャスコ、いわゆるイオングループとサンコアさんと3者の話し合

いはありません。ただ、おのおのには行っています。サンコアさんに対しては財政の再建を急ぐお願いを繰り返しています。イオングループについては、ジャスコというスーパーセンターを何としてでも継続していただきたいというふうな協議は町長が直接行っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） この件は全員協議会でも説明受けて、そのとき私も質問しましたけれども、1点目は、今の佐藤議員の質問に対しての答弁なんかでも使用許可のこと出ましたけれども、本来は町として一つの基準を決めていて、本来ならば認められないケースなんでしょう。ショッピングセンターがもう駐車場使えなくなると営業できないということで、超法規手段というのもおかしいですけれども、全くの例外的な政治的な判断で行ったと理解してよろしいのでしょうかね。ということは、私全員協議会の最後に、今後はこういうことがないためには、もっとはっきりした基準とか、厳格に運用するとか、そういうことが必要ではないかとも言いましたので、その辺もう一度お聞きしたいと思います。

それから2点目は、駐車場ということは、いわゆる町有財産の使用料ということで、今回9月の決算審査委員会ということで、いろいろな実績出されていますけれども、あの中に例えば回収不能額とか金額は出ていますよね。だけれども、明細というのは出てないですよね。例えばサンコアの駐車場代が未納とか、これどうなんだろう、大口について例えばサンコアの駐車場代が未納ですよとか、どこがどうとか、ただ個別の名前出して差し障りがあればやむを得ないと。

見る人によってはこれサンコア未払いが多いから危ないのかなということになれば、そのために信用不安が広がるということあるかもわかりませんが、我々からするとこのサンコアの未納のことについて、これまで正直言ってあんまり言われてないうちにいつの間にかこういうふうにたまりました。そして、倒産しました。ですから、町としては債権を放棄しますというんでは、やはり今後の情報、状況の共有というんですか、議会に対してももっと細かくできないかということですか。それが可能かどうか。

それから3点目、一般質問で私はほかの団体、こういうようなところがないのかともう1回質問しました。町が出資等を行っている団体等に言って、例えば阿武隈急行もそうですね。たしか仙台空港鉄道に関しては、あそこも採算が悪いということで、県が不動産関係は所有する、ほかは鉄道会社がというふうなことありましたけれども、阿武隈急行だってそん

なに経営がいいとは思いませんけれども、町としてその辺どう考えているかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 1点目、政治的な判断だったのか。厳格な運用をすべきというふうなご質問だと思います。政治的な判断だと判断していただいて構わないかと思います。スーパーセンターを町の方針でとめるわけにはいかないという、いわゆる町の考え方です。厳格、それは厳格な手続についてはやはり原則としますが、さまざまなケースで、特例というではおかしいんですが、そういう場合についても考えなければいけない場合はあるだろうと。ただ、そのときに当然町単独で決めるんじゃなくて、議会なりに相談することも必要かなというふうに思っています。

2点目が個別のやっぱり未納の表示があった方がいいんじゃないかということですが、これは税も同じなんですけど、個人・法人問わず未納情報をあからさまにすることは法上禁止されておりますし、できないことであると思います。ただ、報告については毎年の決算で、いわゆる使用料未納の報告をしております。スーパーセンターがという形で決算議会のたびに説明は申し上げてきたつもりですし、それに対して対処の方法についても町の取り組み方についても、結果的には破産になってしまいましたが、お話ししてきたつもりです。

3点目が出資の問題です。特に阿武隈急行の問題がありましたので、阿武隈急行1,000万円を超える出資額になっていると思います。今阿武隈急行の経営状況は、財務諸表で見ると出資額の半分くらいまで累積赤字が食い込んでいます。簡単に言いますと、第三セクターですので、県・市町村・株式という形で出資をしています。半分まで、20年かかってその出資額の半分食ってしまったと。確かにいい状態ではないかと思います。仙台のアクセス鉄道については、今上下分離まで話しされているように、地方鉄道については厳しい状況がきています。

ただ、質問にあったように、近々のうちに増資とかがあるのかという質問に対しては、今経営努力を続けておまして、とにかくできるだけ累積赤字を重ねないようなことを阿武隈急行自体も行っておしますので、それは町としても少しは見守りたいですし、ある意味の支援は行っていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 2番目の個別情報というか、それはわかりますけれども、例えばほかに

も同じように、例えば駐車場代が未納とか、町から土地を借りている、そういった関係での使用料の未納という大口のところというのがあるのかという、個別名じゃなくて、あるかどうか。例えば町としてはこのサンコアと同じように三、四年督促とかしている、使用許可も例えば政治的な判断でやっていないとかというような、そういうケースがあるのかどうか。

それと、私がくどく言うようですけれども、どうしても政治的な判断必要かもわからないというケースも出てくるかもわかりませんが、本来ならば、やっぱり運用を厳格にするということが必要じゃないかと。そうでないと、やはり町民からは同じようなケースで全部ずるずるとそのままにしていって最後倒産しちゃったから、どうぞ議会債権放棄を認めてくださいと、事後承諾のように結果論だけが出てくるというふうに町民はとるんじゃないかなと思いますので、そういう、やはりいろいろな判断が必要になるかもしれませんけれども、運用を厳格にするという点、もう一度お聞きしたいというか、すべきだと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、未納が現在あるのかということですが、大口はありません。個人の一部未納が1件ありますが、ちょっと追いかけているところです。ある意味逆に厳格な運用に努めております。サンコアさんが政治的に例外だったというお話ししましたが、その厳格な運用で、使用料についてはとにかく未納が重なったらとめるという手続をとっておりますので、その意味では今も厳格な運用だというふうにご理解いただいて構わないかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号権利の放棄についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 平成22年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第8号平成22年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号平成22年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費や経済の活性化策等について補正をするものでございます。

補正の主な内容は、歳出として、平成22年度地域活性化・公共投資臨時交付金事業、一般町道の維持補修費、本年度新型インフルエンザに対するワクチン接種委託料、観光物産交流館工事請負費の増額、4月の人事異動に伴う人件費の補正及び財政調整基金への積み立てを計上しております。その財源として普通交付税、国県支出金、繰越金、町債などを充当いたします。また、債務負担行為の追加及び地方債の変更をあわせて行うものでございます。

これによります補正額は3億6,132万8,000円となり、補正後の予算総額は110億7,788万9,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。まず、財政課長。次に、総務課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補正詳細説明いたします。

議案書19ページになります。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額にそれぞれ3億6,132万8,000円を増額し、補正後総額を110億7,788万9,000円とするものです。

歳入歳出の個別説明の前に債務負担行為補正と地方債補正を説明いたします。

23ページをお開きください。

債務負担行為補正です。

追加2件です。会議録作成業務委託料327万円。槻木中学校校舎改築実施設計業務委託料4,330万円。これを平成23年度債務負担として設定いたします。

24ページは地方債補正となります。

森林整備加速化・林業再生事業費について、限度額を2,770万円に補正いたします。

観光物産交流館新築工事の事業費補正に伴う地方債の補正となります。

臨時財政対策債費の追加補正は、今年度の限度額が確定したことによるものです。

歳入について説明いたします。

27ページです。

歳入歳出の主要事項についてのみ説明いたします。

款1町税です。9,856万8,000円の減額補正となります。町県民税が大きく落ち込んでおり、当初予算額を割り込みました。町民税現年課税分として、当初予算では15億円規模を見込んでおりましたが、現時点では14億円規模となる見込みとなりました。

2段目です。款11地方交付税、予算費で3億835万1,000円の増額となりました。これは10万人以下の中規模市町村に対する基準財政需要額段階補正、この見直しがありました。それと、税収の減による影響が反映され、3億円を超える増となっております。

28ページをお開きください。

款16、目3衛生費県補助金、新型インフルエンザワクチン接種にかかわる補助金です。1,009万3,000円が補正額となります。

目4農林水産業費県補助金で、森林整備加速化・林業再生事業補助金が500万円措置されます。観光物産交流館新築工事に伴う県補助金の増額です。

目7商工費県補助金、667万6,000円の増額は、経済危機対策に伴う県基金事業から措置される特例交付金補助金です。

29ページをお開きください。

款19繰入金です。目1他会計繰入金は、各特別会計での平成21年度決算に伴う精算分です。合計で249万8,000円になります。

目2基金繰入金で、財政調整基金1億1,600万円の繰入額の減額を行います。地方交付税の確定による財源措置となります。財政調整基金の論理高は積み増しされるというふうになります。さくら基金の繰り入れは船岡城址公園の整備に伴う用地取得と立木補償としての財源とするものです。地域活性化・公共投資臨時交付金基金の繰り入れは、今年度事業とする町道改修工事、船岡城址公園整備、槻木小学校大規模改造工事实施設計、保育所大規模改修工事实施設計、その財源として取り崩しを行います。

款20繰越金の増額は、平成21年度決算に伴うものです。確定繰越額は合計額の6,086万9,000

円となりました。

30ページごらんください。

款21諸収入、目1教育費受託事業収入、612万6,000円は、村田町からの学校給食業務受託による収入です。

款22町債です。観光物産交流館新築工事に伴う農林水産業債、森林加速化・林業再生事業債として1,570万円を、臨時財政対策債として6,190万円を増額補正いたします。

歳出です。

31ページごらんください。

各費目で計上している給料、職員手当等共済費は、主に職員異動や共済費等の見込み額確定によるものです。本説明に続けて総務課長から補足説明を行います。

それらを除く主要事項について説明いたします。

32ページお開きください。中段になります。

款2、項1、目3情報政策費で、パソコン購入費として178万5,000円を措置しております。老朽化したパソコン13台の更新を行います。

33ページごらんください。

目4まちづくり推進費で、柴田さくらマラソン大会事業費補助で130万円を計上しています。町民イベントとして準備が進められているさくらマラソン大会支援のための助成金となります。

目5財政財産管理費、使用料及び賃借料、マイクロバスリース料として136万2,000円を計上しています。老朽化した町マイクロバスの更新を行います。リース契約での導入を計画しております。

目6基金管理費では、平成21年度歳計剰余金について2分の1に当たる金額を財政調整基金として積み立てを行います。本補正後の財政調整基金の論理的な現在高は約5億7,000万円となります。

35ページお開きください。上段になります。

款2、項2、目1税務総務費、節23過誤納還付金として1,300万円を計上しています。法人町民税での過年度分に係る還付見込額となります。

36ページをお開きください。

上段、統計調査費、節1報酬で248万3,000円を計上していますが、職員手当からの一部組み

替えとして補正を行っております。

38ページになります。

下の段、款3、項2、目1児童福祉総務費、委託料で槻木・西船迫保育所大規模改修工事実施設計委託料で1,500万円を措置しております。公共投資臨時交付金基金を財源とする事業として実施することとしており、実施計画の後、平成23年度事業として改修工事を計画しております。

39ページです。

上の段、目3乳幼児医療対策費で、816万円を増額補正しております。助成枠拡大に伴う予算措置となります。

飛びますが、43ページお開きください。

下の段、款6、項1、目1農業委員会費、使用料及び賃借料で190万円を計上しています。新たに導入する農地基本台帳システムのリース料です。

44ページごらんください。

上の段、目3農業振興費、花卉類新品種導入事業補助として237万5,000円を増額補正をいたします。花卉栽培農家への補助で3カ年にわたる補助を計画しておりますが、初年度に当たる今年度、栽培に係る機器類の導入補助もあることから増額補正としたものです。

下の段、款6、項2、目3町有林管理費では、町有林の植栽規模の拡大に伴う必要額128万6,000円を追加補正しております。

45ページごらんください。

上の段、款7、項1、目2観光整備費、工事請負費、観光物産交流館新築工事で2,100万円を増額しております。実施設計の検証で事業費が不足する見込みとなることから、追加するものです。補正後工事費の予算総額は8,200万円となります。

46ページから47ページごらんください。

款8、項2、目2道路維持費で、1億1,482万7,000円の補正を計上しております。町道改良等のための設計委託費、工事請負費、用地買収費がその内容になります。その財源として一般財源のほか、公共投資臨時交付金基金を充てることとしております。

48ページごらんください。上の段になります。

公園緑地費です。6,211万1,000円を計上します。船岡城址公園の整備に係る補正ですが、本事業についても一般財源のほか、公共投資臨時交付金基金、またさくら基金を財源として措

置しております。

49ページごらんください。

款8、項5、目1住宅管理費、工事請負費で748万2,000円を計上しております。船岡駅前住宅の物置設置工事と電波障害受信設備改修工事のための予算措置であります。

50ページです。

款10、項1、目2教育管理費、委託料、槻木小学校大規模改造工事实施設計業務委託料315万円は、公共投資臨時交付金基金を財源とする事業です。平成23年度工事を計画しております。

52ページをお開きください。

款10、項3、目1中学校管理費、18節備品購入費、船岡中学校で442万3,000円を補正しております。これは体育館改築に伴う備品の整備費として計上するものです。

54ページお開きください。

款10、項5、目2公民館費、11節需用費、槻木生涯学習センターで600万円を計上しております。老朽化したボイラー、この設備の修繕等に必要な予算措置となります。

55ページです。

目3しばたの郷土館費、委託料で、収蔵品管理システム構築事業委託料として338万7,000円を計上しておりますが、ふるさと雇用再生特別基金事業増額による予算措置です。これは県の基金を財源とする事業となります。

57ページごらんください。

目3給食センター費需用費で、526万1,000円を補正しております。村田町からの学校給食業務受託にかかわる需用費の計上となります。

款12公債費は、住宅使用料から一般財源への財源組み替えとなっております。

以上、詳細説明となります。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、続けて59ページでご説明させていただきたいというふう
に思います。

本来であれば、財政課長が説明して詳細説明終わるわけですが、今回給与費で2,204万4,000円の増額、それから共済費で2,069万3,000円の増額ということになってございますので、こちらの方を私の方からご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、総括表の給料で今申し上げましたが、2,204万4,000円の増額というふうになってございますが、実は当初予算で総務管理費、一般管理費でおおよそ2,700万円ほど予算措置しなければならなかったということだったんですが、大変申しわけありませんが、事務的なミス、給与につきましては電算委託しております、電算委託の時点で給与データを送付する時点で転記ミスをしてしまいました。再確認すれば防げたミスでございます、私として大変申しわけないというふうに思います。それで、今回の補正になったということでございますので、ご説明させていただきたいというふうに思います。

判明したのが4月の人事異動、組織改革があった後に再度給与の精査をした時点でありました。6月定例議会で上程することも可能でありましたが、既存予算で9月まで対応できるということ、それからあと人事異動等の、それから共済組合費等々、あと育児休業等々で、9月で全体的な補正をするということもありましたので、今回の9月定例議会で計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、新年度予算の計上の仕方でございます。新年度予算の計上の仕方なんですが、職員の給与につきましては、前年度の退職者については各課からおのおのの予算科目から退職者分を減じております。例えば総務課で退職者が2名いるということであれば、2名を減じた額で予算化するという形の、当然2名分の給与は不足するというところでございますが、その分新規採用者分は総務課の方で予算措置をするような形になります。

たまたま今回そういった形で、当初で組まなかったということで、当然新規採用者分とか、あと600万円ほど今回総務課の予算で補正してありますが、その分足りなくなったということで補正しております。4月1日の職員配置が決定した後、通常ですと6月補正で給与予算の移動をかけるというような形になります。

今回は総務管理費の予算が少なく計上してしまったために、各課の補充員分、今お話ししましたように、総務課なら総務課の中で退職者が2名いますよ、2名減額しましたよ、そうであれば総務課で予算化したやつを充てるんですけども、それが充てる金を当初で計上しなかったということで、そのまま各課では充当職員分がそのまま増額補正というような形になりました。あと課間の異動等もありますので、そういったことを踏まえるような形で補正の増額がなるということでございます。

それからまた、今回は、後で企業会計の水道事業の方でも説明ありますが、水道事業の職員を1名減じて一般会計の職員というふうに人事異動でいたしましたので、その分が増額にな

ったりということになってございます。そういった関係上、そういった精査をした関係で2,204万4,000円ですか、その分が今回の補正と、額が大きくなったということでございます。大変申しわけありません。今後十分に精査し、注意してまいりますので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、一方共済費でございます。共済費の2,069万3,000円の増額補正でございますが、これは共済組合負担金、通常の共済組合負担金が1,083万4,000円の増額、それから議会でもいろいろ質問ありますが、追加費用の分が973万3,000円の増額、それからその他ということで、職員の特定健診等々の負担金で12万6,000円の補正というふうになりまして、合計で2,069万3,000円の増額というふうになってございます。

共済費につきましては、共済組合費の負担率のアップによるものでございます。団塊の世代の退職や組合員の減少等が原因となりまして、負担率が平成20年度につきましては0.170、1000分の170というような形になります。それから平成21年度でも0.184とふえております。今回の平成22年度が0.194というような形で、平成20年度が概算でなっております。おおよそ負担金ということで、年間の総額になりますが、職員の総額になりますが、おおよそ共済組合の方で3億程度の負担というような形に推移しております。そういったことをまず見込みになるということでご報告させていただきたいと申します。当然事業主負担でございますので、2分の1、それから2分の1は職員がそのとおりに支払うということでございます。今後も退職者が増加し、職員が減る中で共済費の負担率は増加するものと推測しているところでございます。

一方、次に、追加費用ということで、973万3,000円の増額でございますが、追加費用を改めてご説明させていただきたいと申します。

追加費用とは、何回か議会で説明しておりますが、地方公務員等共済組合法が昭和37年12月1日に施行され、それから今までの恩給条例等が一本化されたということでございます。恩給年金の財源が地方公務員等の共済組合法に継承されていないことから、地方公務員等の共済組合法施行前の昭和37年11月30日以前、在職期間があった組合員が年金を受ける際の年金額算定の基礎となるために不足する財源ということになります。追加費用率は当該年度における追加費用発生見込み額に今年度の、当該年度の発生見込みをまず額に前々年度の精算額を加味してことし負担するというような形になりますので、今回の追加費用率は平成20年度分の精算額が加味されているということでございます。

平成20年度当時、国会に年金制度一元化法案が提出されました。それによって、恩給期間に係る給付の削減を見込んで算定して負担しておりました。しかし、平成21年度の7月に一元化法案が廃案というような形になりまして、恩給期間に係る給付の削減がされなかったということで、今回前々年度の精算も含めて増額になってしまったということでご理解願いたいと思います。平成20年度分がその精算額が多額に上り、今回の増額補正となったということでございます。

これにつきましても、追加費用の年度ベースの負担割合をちょっと見たんですが、これにつきましては、流動的なものがありますが、大体1,000分の40ぐらいでの負担をしております。これは職員の数に応じて負担というふうな形になってございます。大体金額で年間的に7,000万円程度の負担というふうな形で、平成22年度も総トータルで大体7,000万円ぐらいになる見込みであるというふうに推測しております。

以上、説明といたしますが、給与に当たりましては、今後十分に注意し、計上に不備のないようにしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入りますが、質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括質疑といたします。

歳出については、款1議会費31ページから款3民生費41ページまで、款4衛生費41ページから款9消防費49ページまで、款10教育費50ページから款13予備費57ページまでといたします。

初めに、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。31ページの議会費から41ページの民生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。5番安部俊三君。質問に先立ってページ数をお知らせください。

○5番（安部俊三君） 33ページのまちづくり推進費の中に、節19、柴田さくらマラソン大会事業費補助ということが計上されております。ちょっとお伺いしたいのは、スポーツの振興と今後の事業進展を考慮しますと、保健体育総務費に計上されてもよいようにも思われます。どのような考えでまちづくり推進費に計上されたのか。今後のこともありますので、お伺いしておきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） さくらマラソンなんですけれども、これはこれまでであった柴田さくらマラソンの復活を、住民の有志で実行委員会をつくりまして、町と協働でやりたいということで、現在7月4日に実行委員会の結成大会をして、現在会員100名で進めているわけです。それで、観点としては協働だということで、健康ではなくて協働の位置づけ、その理由の一つには、実行委員会ではハーフマラソンを予定してまして、例えば1.5キロから10キロまでのマラソンでしたら、健康マラソンということでとらえられるわけなんですけれども、ハーフマラソンの予定してまして、そういう意味のことから、協働というような形でしたものですから、こちらの方で予算化をいたしました。

○議長（我妻弘国君） 再質問。ほかにありませんか。14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 14番の星 吉郎です。

ページ数は38ページの児童福祉総務費ですが、その13の1,500万円、槻木・西船迫保育所の大改修であります。どのような改修になるのか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

今回の改修の内容として考えている内容につきましては、これまでの待機10カ年計画の中にも雨漏り関係を上げさせていただいておりました。その関係で槻木保育所の雨漏りの全面的な改修、あとは西船迫保育所の雨漏りの全面的な改修、そして、槻木保育所に至っては床、木なものですから、床の緩みとかそういうものを全体的に見ていきたいということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） 入園とか、卒園のときによくお伺いするんですが、通ってみると床がかなりぶよぶよしているし、知っている範囲内では何となく修繕なんてしたことないなと思っていたものですから、できれば校庭の排水もしてやらなくてはならないのかなという感じがするわけです。ですので、ぜひこの改修にはいろいろな話を聞きながらやってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 星さんと同じ質問なんです。この保育所の、そうすると、例えば西船迫保育所は雨漏りだけをやるんでしょうか。それから槻木保育所も雨漏りと床だけなんですし

ょうか。壁の塗りかえ等、全面的な改修を行うわけではないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 大変申しわけございません。ただいま主なものということでご説明させていただきましたが、やはり例えばトイレも和式の部分がございまして、それを洋式にしていきたいかなという考えもございまして、あと内装につきましても、全体的に見てできる範囲のものを盛り込んでいきたいかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） トイレ等もドアのないトイレとかというのがあります。保育所であっても、本当に二、三歳ぐらいになると、きちっとドアのあるところで保育士がつけば大丈夫ですから、要は部屋とトイレがカーテン1枚とか、そういう形というのは決してよくないので、この大規模改造のときにしっかりと見て漏れなくやっていただきたいと思います。

それと、この大規模改造のときに、やはりこの猛暑、今回のこの暑さでかなり保育所は大変だったと思いますので、全室に冷房は保育所の場合は必要なんじゃないでしょうか。特に、ホールで昼寝をする場合、とても蒸すわけですね。ですから、今は乳幼児の部屋だけがたしか冷房入っていると思うんですが、全室この機会に入れるという考えはないですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 順次必要なところからエアコンを導入していきたいというふうに考えております。ですから、こういう大規模改修のときに一気にやらないと、あとまた後から追加ということになりますので、この大規模改修する際にはいろいろ保育所、それから保護者の方々、よく意見を聞いて校庭等も含めまして、もちろん予算の範囲内ということもありますけれども、議員からの要望につきましても、十分検討して盛り込んでいきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありませんか。ほかにありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 32ページです。オープンガーデン参加オーナー謝礼ということで、24万円のマイナスになっていますが、ちょっとここを説明お願いしたいと思います。

それから、その下の方で情報政策費の中で、光伝送N T T使用料、光伝送関係の費用がさっき確か新たにと聞いたような気がするんですけども、間違ったらごめんなさいね。これも説明をお願いします。

それから、33ページ、先ほどもお話しありました柴田さくらマラソン大会、平成22年度で

130万円補助金という形で予算化されていますが、盛んに今運動が起きて実行段階に、実行できるような形で今進んでいると思うんですが、これ今後ずっと将来にわたって補助金を続けていく予定があるのかどうか。また、この補助金についてどのような使われ方を想定されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 1点目のオープンガーデン参加オーナー謝礼のことですけれども、これについては、実は当初では1件のオープンガーデンについて2万円の謝礼を考えていたわけです。それで、12名ということで考えていたんですけれども、現実的にはオープンガーデンしたときは4件と追加でまた1件のオープンガーデンの協力がありましたけれども、そのオーナーの方が謝礼は要らないと、私たちこの庭を皆さんに見せていただければということで、そういうオーナーの自主性というんですかね、そういうところを尊重しまして、こちらを出さなかったわけです。そういう協働の中でやってきたわけですので、そういう意思を組んで、謝礼は出さなかったということで減額とさせていただきました。

それから、今度は使用料及び賃借料で、光伝送のNTTと電力の使用料なんですが、これは地デジの難視対策の関係で、役場にアンテナをもって、そこから入間田の農村環境改善センターのところまで光ケーブルが、光ファイバーがいているんですけれども、そのときの、そこまでいっているんですけれども、そこから各難視の共聴組合の方に線を持っていくんですけれども、その集落ごとの入り口までの線のところについて電力、NTT柱の共架料といえますか、そういうのがかかるのでその予算化したものです。

それから、さくらマラソンの補助金についてでございますけれども、これについては130万円というのは、前回町持ち出し分が130万円だったんです。それを超えない範囲内ということで、定額の補助で考えています。補助金については一応単年度というふうに考えています。今後のことについてはまた来年ということで協議をしていきますけれども、その事業内容とか事業規模もありますので、毎年130万円をということではなくて、協働といいながらも将来はやっぱり自立・自主性を尊重したところで、できればもしずっと続いたとした場合に、そちらの方の実行委員会ですべて自立した資金調達と運営がされるといいかなというふうに考えています。今回はスタートでしたので、前回町の負担となった130万円というところで考えました。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○11番（大坂三男君） オープンガーデンにつきましては、提供者の非常に奇特的な気持ちで予算よりもかなり半分で済んだということなんでしょうけれども、やはり自由に来て見ていただくといいながらも、知り合いが来たりしますと、どうしてもお茶を出したりというようなことがあるようでございますので、辞退されたからといって、ああ、そうですかというのもどうかとも思いますので、今年度はこういう形になると思うんですが、来年度以降ももう少し、どの辺の金額が適切なのかということももうちょっと検討してみる必要があるかなと思います。

それと同時に、やはり周辺のやっぱり駐車場、いろいろ提供してくれた方が近所をお願いして快く引き受けてくれたみたいな話もありまして、今回は問題なかったというこの間話がありましたけれども、やはりその辺ももう少しきちっと詰めて、町でもし費用を多少なりとも御礼ぐらい負担できるような形であれば、それも必要かなと思いますので、その辺ちょっと考え方伺いたいと思います。

それから、伝送の各集落の入り口まで町が負担するということについては、この町の負担まるっきり本当に町の負担なのか。これの財源がどこからかきているのかどうかちょっと確認のためお願いしたいと思います。

それから、柴田さくらマラソンについていろいろ話、私会員でないのでよくわからないままにちょっと心配している部分があるんですが、何か公道でのフルマラソンを計画しているかということが聞こえてきまして、あの桜の時期に非常に交通が混むときに果たしてそれが可能なのかなと。一生懸命やりたいというか、会の人たちは熱意持って多少のそういう障害も乗り越えてという気持ちがあるんでしょうけれども、やはり一般の第三者として考えたときに、そういう交通渋滞とか、ますますちょっと町民に迷惑がかかる部分もあるんじゃないかなという心配もありまして、それは町民のグループがやっていることなので、町がどうのこうのもちろん決めたり言ったりはできないかもわかりませんが、その辺の情報どういうふうに入っているかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 一つはオープンガーデンの謝礼なんですけれども、これについてはやっぱり協働で自主性を尊重したいと。それから、地域でいろいろ近所の方が車の駐車場なんかとかいろいろお世話をいただいたんです。これは自然とそういう形でできたものですから、その地域力をアップしたということでは、私の方からまた困っている点を要

望されれば、私の方では支援したいと思いますけれども、こういうことで正直うまくいっているなと思っていたんです。

ですから、そういうことからすれば、最終的には行政押しつけの謝礼を出すよりも、謝礼は例えば予算化はしても、最終的にはそういうことも考えて予算化はしても、最終的にはやっぱりオーナーの方の考え方に沿ってということ考えてたいと思っています。

それから、2番目の光伝送の共架料なんですけれども、これは町負担です。実は槻木の農村地区は受信点が見つからなかったんです。年間を通して確実に地デジの電波を受信することができなくて、それで役場の方にアンテナを持って、ちょうど地域インフラの光ケーブルがあったものですから、その一線を利用して活用したわけです。

そして、もう一つには地元の負担も、槻木の農村部は10万とか20万、そのままいけばそういうところもありまして、町として何かいい方法でということ考えたのが役場から持ってくる光を使ってということだったものですから、それは町の役割として町負担で行うというふうにさせていただきました。

それから、さくらマラソンのことなんですけれども、今9月までに一応ある程度方向性を出して、10月から来年のさくらマラソン4月16日、今のところ船岡駐屯地の方で開催するようになっているんですけれども、駐屯地内だけではなくて、マラソンの中にハーフマラソン、約21キロぐらいなるのでしょうか、そういうハーフマラソンが入っています。

そうしますと、そこで駐屯地から外に出て新栄通り、大沼通り線を通って東船迫の方まで行くような形のやつなんですけれども、そういう部分で、実はうちの方も心配してまして、うちの方の心配も二つありまして、桜まつりの時期にどう調整していくかと、それからその交通問題ですね、交通問題については、大河原警察署等の協議は大体終わって結論を待つというふうには情報としては聞いています。

あとはスタッフの方ですね、そのハーフマラソンすることによってかなりの500、600というような話聞いていますけれども、そのスタッフをどうするかということで、そのハーフマラソンの部分、特に心配している部分について、これからも9月決定までの間にいろいろ打ち合わせをしていきたいと。あしたも議会が終わりましたら、実は関係課長さんと、それから実行委員会の役員の皆さんにお集まりいただいて、その協議をすることになっています。現状としては今そういう形で進めている状況です。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。はい、どうぞ。

○11番（大坂三男君） オープンガーデンについて、ことしは大変自主的に喜んでやっていただいたということで、いい方向で実施されたと思いますが、これから以降やっぱり長くやっていきますと、いろいろ多少苦情なりとも出てくる場合もあると思うし、予算があるのであれば、確保できるのであれば、やはり一番混みそうなきぐらひは町でちょっと交通整理ぐらひの負担を、人を出してあげて負担するとか、そういうことも場合によっては必要になってくると思いますので、その辺も本当に自主的にやってもらっているから、ことしは成功したからいいんだということではなくて、監視の目は町としてきちっとやっていただきたいというふうに思います。

それから地上デジタルの放送、来年7月からもう本格稼働ということで、いろいろ聞いてみるとそれなりに対策は進んではいるようでございますが、こういうふうに個人でかなりの高額な負担もしなくてはならないとかいうところも、今聞いてえっと思ったんですが、今槻木入間田方面の話がありましたが、そのほかの地域は本当に大丈夫なんでしょうか。最終段階に来たので、多分この7月にかわったときにまだある程度の混乱は出るのではないかなというふうな話もありますので、町として事前にそういうことも想定しておく必要があると思いますので、なおかつほかの地域についてももし心配があるところがあるのであれば、ちょっとお伝えしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） オープンガーデンの謝礼等、そのことにつきましては、来年も実施したいので、協力いただいた住民の方といろいろ意見交換をしながら、来年に向けてそういう検討をさせていただきたいと思います。

それから、2点目の地デジの関係なんですけれども、現在、難視聴の組合が17組合、今週中に補助申請を出すようになっています。内示がきまして、大きなところは大体これで終わりです、完了です。そして、あとは組合ごとで業者に発注をして3月までを目標に地デジのアンテナを建てていくと、そして見られるというようなことになっていくと思います。

そのほかには個々にも見られないようなところがありましたら、そこは高性能アンテナの補助が国からあるんですね、2分の1ということで。それはそういう箇所がありましたら、今情報を探っているところなんですけれども、そういうところに対応していきたいと。大所は17組合の方で筋道は大体できたという段階でございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 今の地デジに関連してなんですけれども、これは国策でやっている事業なものですから、難視聴地域に対しての何か補償というか、そういった制度というのはないんですか。NHKでは随分どこが見られないとかという調査はやっているようなんですけれども、その地域一帯で見られなくなるということに対しての補償というような制度はないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 国の補助がありまして、2分の1の補助がありまして、そのほかにNHKから10万円の補助があつて、さらに町の方でも個人負担が10万円を超えるところには2分の1の補助というようなところがあります。失礼しました。勘違いしました。もう一度訂正させていただきます。

国の方が3分の2です。3分の2の補助があつて、NHKが10万円、それから町の方も個人負担が結果的に10万円を超える部分について3分の2の補助をしています。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうすると、大体1世帯どの程度ぐらい、ばらつきはあるんでしょうけれども、数万円なのか、数十万円なのか。どういった見通しになりますかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 最低は7,000円からになります。そして、多いところでも3万円程度ということで、大体そのような金額で見られるということになります。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に、41ページの衛生費から49ページの消防費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 45ページの観光整備費委託料350万円、船岡城址公園管理業務委託料（緊急雇用創出事業）ということで、これ緊急雇用の方にどういふことをしてもらおうのかお聞きします。

2点目は、その下の工事請負費2,100万円、仮称観光物産交流館新築工事ですけれども、たしか私9月1日か2日、館山にたまたま行ったときにはまだ古い建物は壊してなかったよう

に見えましたけれども、本当はことしの桜まつり終わってなるべく早く壊すと。予算ももう議決をしたと思うんですけれども、あれいつ壊して、この新しい観光物産交流館の新築工事に入るのか。10月になると菊花展になるということで、この前たしか町の方がその会場のところを草刈りしていたのも見かけたような気がしますけれども、今これ9月の補正に出て古い建物壊してない。これからやるといってもどうなんですかね。10月に菊花展を見に来た観光客がついでにスロープカー行こうというようなときに、わきでこの新築工事をやっているというようなことになるのでしょうか。

そして、先ほどの説明では、国の補助を含めると、この観光物産交流館、最終的に8,210万円とかと私お聞きしましたけれども、全員協議会などで我々にこういうふうにつくりますという図面はつきり提示されたのでしょうかね。ちょっとここ記憶あいまいなので、その辺ちょっと確認したいと思います。

それで、確認したいというのは、実際ちょっと町民の方から館山のあそこにつくっても買い物客とか来るのでしょうか。村田のように高速道路のインターチェンジおりてすぐだとか、OH！バンドスなんか出てPRしているから村田は結構ああいうふうに来るけれども、残念ながら船岡の館山、場所が悪い、よっほどうまい宣伝をしないと、やっぱり船岡というのは桜と秋の菊のときだけだということで、1年間を通してこの物産交流館に来るのかという、そういう心配をする町民の方もいますので、総額幾ら、図面こうしますということに関連して、その辺どう考えているかお聞きしたいと思います。

あとは48ページの公園緑地費の、これも船岡城址公園の整備工事4,523万2,000円、下が635万6,000円ですか、あと補償費が500万1,000円、何か一般質問のときに、花咲山構想については今後さらに細かく提示しますと、何か町長が説明していたような記憶があるんですが、この船岡城址公園整備工事というのはどういうものなのか、改めてお聞きしたいと思います。

先ほどの緊急雇用でもないでしょうし、物流館でもなく別のものでしょうから、ちょっとこの内容についてお聞きしたい。その中でお聞きしたいのは、今でも花広場やすらぎというのがあるんですね。ところが、この前私行ったときも下の方なんですけれども、たしか前も緊急雇用でいろいろな花とか植えたんでしょうけれども、草ぼうぼうでどこに草とか木があるとかわからないような状況だったんです。

これから花咲山構想というような新たな構想で物産館をつくるとか、いろいろな整備をするというのを計画、予算が実際に出ていますけれども、1年間を通して観光客なりを呼ぶとい

う発想からすると、正直言って今でさえ整備状況になっていない、この前8月24日、仙台から歴史好きの方が原田甲斐とか、柴田外記の慰霊に来たということで、河北の方新聞記事書きましたけれども、本当はあのときもスロープカーで上る途中でさえ草がぼうぼうだったんです。あそこには山道、原田甲斐碑とかというふうに見板というのかな、そこでさえ草がぼうぼうでしたから、仙台の方たちはスロープカーで行きましたから、そこは気づかなかったと思います。

私が言いたいのは、今後1年間を通じて観光客なり町民に親んでもらうというならば、今でさえも草ぼうぼうというのかな、一定のときだけですよね。やっぱりそれなりの維持費もかかるということを考えて、いろいろな構想を考えるべきでないかなと思いますけれども、そこをお伺いします。以上です。

○議長（我妻弘国君） 最初の答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） それでは、45ページの13節委託料350万円の件でございますが、実は今回緊急雇用の方で城址公園の管理業務委託というふうなことで、実は内容なんですけれども、これから木あたりの剪定とか草刈り、除草、今後、11月に一般質問でも出ていましたけれども、これから植栽を行っていくというふうなことで、あと来年に向けてお客さんを迎えるときにきちっと清掃をしておいて、そういった環境で迎えたいというふうなことで、今回350万円というか、緊急雇用の方で措置をさせていただきますして作業を進めていくというふうな内容でございます。

ですから、確かに今の季節といいますか、ちょっと夏場から幾ら刈ってもすぐに草が伸びてくるといふようなことがございましたけれども、これからは逐次町民の方々が館山に登っていろいろ環境、それから眺望なんかを眺めながら過ごしていただけるように、そういったところについての除草等々に入っていくというふうなことで、今回計上させていただきました。

それから、2点目なんですけれども、工事請負費、仮称観光物産交流館新築工事というふうなことで、2,100万円を今回増額補正を計上させていただきました。この内容といいますか、いつ壊すんだというふうなご質問でございます。今後、工事につきましては、予算のお認めいただいた後に、これから入札を開始するというふうなことで進めてまいりたいというふうな考えてございます。それから、総額で申しますと、8,200万円というふうな金額になります。

それから、全員協議会等々に図面を示したのかというふうなことでございました。実はこの観光物産交流館につきましては、本年4月以降やはり館山城址公園、自然に恵まれた現行の建物があるわけですけれども、非常に40年余の経過年数がたちまして、構造もプレハブ、それから周辺のトイレも非常に悪臭が立つというふうなことで、非常に老朽化が目立ってまいりました。今回、新たな太陽の村なり、それから城址公園というふうなことを観光の拠点と位置づけるというふうなことで、今後整備を加えながら環境に恵まれたものに整備をしようというふうなことで始まってございます。

実は図面を作成等々につきましては、やはり館山城址公園を利用されている方々、実はワーキングですかね、公園を利用される方、それから今回は町の町山林といいますか、町有林にあるスギ、あるいはヒノキをふんだんに使いましてほぼ100%近いような形で地元材にこだわりながら、地元のものを生かして、地元の材料を使い、自然の中に特化するというふうなことで計画してございました。

であれば、公園を利用される方々、あるいはあと市民活動の方々、あと中で今後は営業の際に地場産品といいますか、産直も進めると。それからいろいろ特産品というふうなこともございまして、それらの関係の方々を含めまして、実は5月、6月、大体ワーキングは3回ほど行わせていただいて、いろいろ配置なり、それから利用計画なりトイレの位置なりというふうなことで進めてまいりました。

実はその固まったのが大変申しわけないんですが、8月以降でございました。実はそれワーキングの中で、おおむねこの配置というものはこういうふうになりますというふうなことで、実は8月1日ごろ広報紙の方に掲載をさせていただいて、町民の方々の意見なり、それから名前が仮称観光物産交流館というふうなことでございましたので、何か愛称的なもの、それからどういう利用方法なり間取りを見ていただいて意見をいただいております。

済みません、ちょっと長くなってしまいましたけれども、そういうふうな経過がございまして、実は今後、契約案件として今議会の方に上程をさせていただきたいというふうに考えておりましたので、その際に一緒に説明、図面というふうなことでご説明をさせていただきたいというふうに考えてございました。ちょっと長くなって申しわけございません。

○議長（我妻弘国君） 後段については都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、船岡城址公園の整備の工事関係であります。これにつきましても6月補正で650万円ほど実施設計を議決をいただきました。それで、工事関係を

進めておりますが、当時下の駐車場、ことし駐車場、それからある程度迂回路ということで、中段まで歩道を透水性といいますか、雨が降っても大丈夫なような舗装をしたいということと、それから樅の木周辺、それから展望デッキ等ということ、それからもう一つは護岸関係ということで3点ほどの実施設計ということでお願いをしておりました。

護岸につきましては、先ほど商工課長が言いましたとおり、今回物産センターを建てるということで、通路、工事用の通路も兼ねますので、今回は迂回路の歩道ということと、それから樅の木周辺の整備、それから展望デッキですか、その2カ所を工事をやりたいと、こんなふうに思っております。

それから、公有財産購入費であります。これにつきましては、船岡城址公園、総合公園ということもありまして、当然計画決定をしております。その中で、今回用地の協力をいただける方が実は4名おります。面積につきましては、大体2万5,600平米ほどなんですけれども、了解をもらえるとということで、当然社会資本ということで底地を柴田町の名義にきちつと今回したいなど、このように思いまして、計上させていただいております。

それから、補償、補てん及び賠償金であります。これにつきましては、用地買収に伴ってスギ、ヒノキ、梅、柿等々の立木補償をとということで今回計上しております。

それから、除草の関係といいますか、総合公園のトータル管理だと、このように思います。草花、花広場とかいろいろあるんですけれども、そちらにつきましては、当然年間管理といえますか、そういうことで管理をしていかなければいけないだろうと、こう思います。それからもう一つは、立木関係といいますか、雑木等がありますので、そちらについては中間といえますか、除間伐等と二つに分けて年間管理で今後検討していかなければいけないと、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 商工課長の答弁で、ワーキンググループがいろいろ物産館について考えたとか検討したということなんですけれども、私がお聞きしたかったのは、結局今の建物をいつ壊して新しい工事をいつからするのかと。先ほど10月になれば菊花展とかでお客さんが実際に来るようになったときに、わきで工事をやっているというような状況になるんじゃないかということで、まず今の壊す、新築工事をいつからやるかというのを、答弁になっていなかったように思いますので、これが1点目です。

それから2点目、その現在もある花広場やすらぎなんか正直言って草がぼうぼうで、どこ

にどの花があるかがわからないような状況になっていると。今回また緊急雇用で350万円ですか、そういった花広場のこともどうするのかということもちょっとお聞きしたかったので、その点をお答えいただきたいと。

緊急雇用でちょっとお聞きしたいのは、実は失業中の方が応募したと。いや、舟山議員さん残念ながら採用されなかったと。あれは町はどういう基準で選んでいるんだかと。いろいろな事業ありますけれども、これは総務課長のあれかもわかりませんが、それはいろいろな選考基準があるのかもしれませんが、何か場合によっては正直言って定年退職になったばかりのような方も応募していて、我々みたいな本当に失業して困っていると。半年間でも3カ月間でも緊急雇用してもらえば助かるという者が、何かかえって落とされているように思えるので、もしものときは役場に聞いてくださいと言われたもので、お答えできる範囲でこういう感じで選んでいるとか。

それから、四つ目は、例えばことしレンギョウとかいろいろなものを新しく植えたということで、私はさっきその周りの草がぼうぼうだと言いましたけれども、ことしの秋、菊花展なんかがあるときに、大体イメージとしてどういう花がどこに咲いているというイメージで、例えば春とかに作業をしたのか、それをお聞きしたいと思うんですよ。やはり春、桜まつり随分人来てもらった、いろいろなこともやった。じゃあ、今度秋はどうかということで、もう既にそういった名前出ているのでもレンギョウとかいろいろなのがあって、私もどこに植えてあるというのは表札でない、あれは見ましたけれども、正直言ってただ草が生えていて、秋にこういう花が咲くのかなという心配しましたので。

最後には、今も管理というのを1年がかりと言いましたけれども、例えば来年以降とか今よりも草刈りとか多目にするとすると、館山全体の維持管理に幾らぐらいかかると見ているか。予算もそれなりに組んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 前段については商工観光課長。端的に。

○商工観光課長（菅野敏明君） 既存施設の解体いつなのかというふうなことでした。実はただいまこれから予算が通りましたら、入札にかけまして、それから解体が始まるというふうなことで、早ければ9月の、入札の状況にもよりますけれども、契約案件をお認めいただいて、それから着工したいというふうな考え方です。

それから、新設の開始と申しますか、建物を建てていつから開始するのかというのは、来年の今のところ桜まつりに間に合う時期というふうなことで、3月中旬あたりに完成を目指し

ていくというふうな予定で考えております。

○議長（我妻弘国君） 10月に菊人形やるんですけれども、邪魔にならないか。

○商工観光課長（菅野敏明君） 実は解体の方は菊まつりとちょっと重なる部分が、確かにおっしゃるとおりでございます。菊は10月24日からスタートするというふうな内容になっていますので、できますれば解体の方は当然急いで解体を進むということになりますので、多少工事の関係もあるかと思っておりますけれども、その辺あたりは配慮しながら進めたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 商工観光課長、菊まつり10月20日だそうです。訂正して。

○商工観光課長（菅野敏明君） 済みません、大変申しわけありませんでした。10月20日からというふうなことでございます。済みません、失礼しました。

○議長（我妻弘国君） 後段については都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 花広場ですけれども、ちょうどあそこに通路があつて、下の方がすごく見える場所になろうかと思うんですけれども、水路等もちょっとありまして、当然除草等しっかりやらないといけないなど、こう感じております。今回はまさしく当初予算にはその場所は入っておりませんが、今後きちっと管理をする方向でちょっと検討させていただきたいと、こう思います。

それから、当然維持管理どれくらいという話であります。当初予算では樹木の方も含めまして487万5,000円ほど議決をいただいております。今回、商工観光課の緊急雇用ということで、350万円ですか、それはある程度除草、草花の方関係、トータルしますと大体800万円ちょっと超えるくらい、最低でもそれくらいかかるのかなという形で検討しております。今後、当然樹木にすれば下刈り、あるいは除間伐等もありますので、トータル的に今後、年間管理ということを含めて検討してまいりたいと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 緊急雇用に対して、総務課長。

○総務課長（村上正広君） 舟山議員さん、45ページ、観光整備事業の中の委託料の中の緊急雇用創出事業ということで、これにつきましては、外部の方に委託して、外部の方がまだどこということはないんですけれども、委託して外部の方が雇用して草刈りをするということになりますので、町の方では特に雇用についてはタッチしないということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今総務課長は、私が特に今回質問したのは館山のことでの緊急雇用350

万円、今外部にということなんですけれども、申しわけないですけれども、さっき町民とかから言われたというのは全体の緊急雇用でのということで、できればもちろん細かくこれはこうだということじゃなくてということでもということで答弁お願いしたいのと、先ほど例えばレンギョウとか植えて、ことしの秋例えばどこあたりの花がどういうふうに咲くというイメージしたかということについての答弁なかったので、その2点だけで。

○議長（我妻弘国君） 最初雇用の方から。

○総務課長（村上正広君） それでは、直接町が雇用する場合でございます。これにつきましては、教育長、副町長、私と3名で一応書類選考はいたしません。全員面接をさせていただいております。その中で、面接の中で当然ノックをしないで入ってきたり、態度的なもの、いろいろなことがあります。ですから、逆にこちらから緊急雇用ですから、ちゃんとした正職につくようにやっぱりいろいろな面接を受けるんでしょうと、そういうような態度ではどうなんですかということも指導しながらやっています。

それからあと、主に環境整備なり、建設等現業の方なんです、ことしも随分暑くて大変なんですけれども、やっぱり体のこととか、ちょっと膝が悪い人が来たり、そういった人も、たくさんと言うと語弊ありますけれども、来ますので、そういった方をそこに配属したり、女性の方も来ます。大丈夫です、草刈りでもいいですから、現業でもいいですからとは言ってますけれども、なかなかそういった部分も配慮させていただき、何か面接しながら次の面接の指導をしてやっているようなことでやっています。

○議長（我妻弘国君） 秋の花のわからないということで。町長。

○町長（滝口 茂君） まずは福島県の花見山に匹敵するくらいに、春にやっぱり柴田町の観光を爆発的というまでいなくても、もう少しレベルを高くして一点突破、全面展開というふうに考えておまして、今回はおかげさまで梅林がもしかすると議会の議決を通れば取得できますので、3月下旬の梅から福寿草、木蓮、レンギョウ、水仙、ムスカリ、チューリップ、トウゴク、ミツバツツジ等、連休までまず引っ張ると。その次、6月にはアジサイ、シランという花があるんですが、それで引っ張ると。8月にはルドベキア、キバナコスモスで引っ張りたいと。10月には曼珠沙華、コルチカム、そういうふうな2カ月に一遍まつりを通じてお客様を引っ張っていきたいという構想でございます。ですから、今現在秋に咲く花というのは蒺しかないということで、これから3月から5月連休明けまで、先ほど申した草花を植えていくということでございます。

それから、先ほど草いっぱいということだったんですが、町長暇だと言われると怒られるんですけども、1週間に1回ぐらいは今の草刈り状況を見ているんですが、ことしは暑くて、もう草花が1週間刈った後にすぐに1メートルぐらいの草になって、草刈りに悪戦苦闘しているという現実で、あのところは1回5月の下旬に刈ったんです。そうしたらまた生えていると。ですから、この土づくりというのが大変大事だということもありましたので、今シルバー人材センターの方に土づくりからお願いをしているところでございます。

- 議長（我妻弘国君） ほかに質疑はありませんか。それでは、ただいまから休憩いたします。
2時50分再開いたします。

午後2時36分 休 憩

午後2時49分 再 開

- 議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案第8号の質疑を続けます。質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

- 9番（水戸義裕君） 43ページの農地基本台帳システムリース料ということで、これについてお聞きします。

この農地基本台帳システムというのは、結構いろいろな会社でやっているように見ているんですが、もっと安いところはなかったのかということと、これ継続してやるということなのか。

それから、このシステムにGISといいましたか、いわゆるパソコンで全部管理できるというあのシステムもこれに入っているのかどうかということでお聞きします。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農業委員会事務局長。
○農業委員会事務局長（加藤嘉昭君） 農地システムにつきましては、今回190万円予算措置しているわけですが、表記で長期継続契約ということ、表記抜けていましたけれども、5年間の長期継続契約ということで、1,000万円程度5年間でリースでやっていきたいということ考えております。

現在、農家台帳システムにつきましては、水田と畑だけ管理しているわけですが、議員おっしゃるように、今回GISということで、税務課の地図データ、それから航空写真等と連動させた形でシステムを導入しまして運営していきたいというふうに考えております。

- 議長（我妻弘国君） もっと安いのなかったのかということですが、はい。

○農業委員会事務局長（加藤嘉昭君） 現在、基本システムを改修しまして、GISとやりますと非常に高額になるということで、いろいろな今パッケージのシステムがありますので、そのパッケージシステムを購入してシステム構築するということで、相当安い単価になっているかというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。これ利用状況というよりも、どういうふうな、いわゆる成果というか、その辺まで当然効果があるものとして使っているというふうに思いますが、その辺まで教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加藤嘉昭君） まだシステムを購入したわけではございませんで、今回予算措置された後に仕様書をつくりまして、入札をしたいというふうに思っております。

それから、どういう使い方ができるかといいますと、例えば今現在ですと、例えば下名生に中核農家がおりまして、その方のどこを耕作しているというのが一々図面に所有と地番をあわせまして表示しないとわからないわけですが、このGISを入れますと一発で例えば水戸議員さんがつくっている田んぼが図面上に出ると。

例えばだれかが、Aさんという方がもう農業やらないということで、だれかに貸したいという場合にも、その貸したい方の農地を図面上に一発で表示しまして、その近くの水田を中核農家なりがだれがつくっているかということで、貸し借りですかね、農地の集積にも非常に役に立つということで考えております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 46ページ、土木費の2道路維持費の13節委託料から22節補償補填及び賠償金までもっと詳しい説明をお願いいたします。例えば15節工事請負費であれば、町道入間田2号線の落石防止ネット工事、大体どのくらいの距離を行うのか。全部少し説明をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 46ページの道路維持関係で、トータルで1億1,482万7,000円の補正を今回お願いしております。まず、13節委託料であります。1,104万円ですけれども、まず町道の街路樹剪定等委託料ということで、これにつきましては、当初予算で400万円ほど計上させていただいております。今回100万円の内容は、中高木、街路樹等がかなり高くなっ

て、もしくは標識等が見えないということもありますので、これについて中高木を中心に剪定を行いたいと、こう思います。

それから、その次の道路維持工事測量設計委託料、これにつきましては工事請負費、後ほど説明しますけれども、維持改修工事の設計を行いたいと、このように思っております。路線については10路線ほどを見込んでおります。

それから、町道槻木8号線ほか3路線の地積測量ということで、これにつきましては、公有財産とちょっと絡みがあるんですけれども、まず、槻木8号線、これにつきましては葛岡の北側から補助整備終わって、あそこにちょうど松崎水門って実はありまして、そのカーブのところは内カーブから外カーブになってかなり狭くなって車が入って行ったりしているものですから、地元の方々から実は広げてほしいという話があります。

宅地ですので、所有者の方に説明しましたら、前から地元の要望は聞いていたということで、気持ちよくといいますか、協力しますよという話がありましたので、その測量もあるんですけれども、用地買収とそれから地積図を委託で出したいと、こう思っております。

それから、ほか3路線ということで、船岡西2号線ということで、これにつきましては、旭ヶ丘公園実はあります。ちょっと奥の方にあるんですけれども、その手前の家の周辺の方々から、ちょうどT字路になっていまして、この奥の方々がT字路なためになかなか車で曲がり切れないんですね、狭くて。何とか隅切りとちょっとした拡幅あるんですけれども、家の前の人ですから、なかなか実は言えないんですよ。そういう話がありましたので、話をしましたらいいですよという話がありましたので、今回局部ですけれども、地積をつくって用地買収もという計上をしております。

それから、土手内32号線ということで、はらからさんの1本西側の実は道路なんです。これにつきましては、娘さん2人の方、たしか石巻からわざわざお見えになりまして、お母さんが亡くなったんだそうです。今回財産を処分したいので、たまたまその前までは道路が広がっているんですけれども、そこだけが狭くなっていると。町の方でもしそういう何か計画といいますか、あれば協力しますから考えてくださいという話がありましたので、新しく所有者がかわってまたというよりも、そういうわざわざ石巻から来てもらって、役場の方に申し入れがありましたので、今回用地、地積図をつくって用地買収をしたいと、このように考えております。

それから、上名生5号線は大原地区、内容的にはそういう局部改良といいますか、拡幅で

す。

それからその下の入間田30号線の道路改良測量設計委託、これにつきましては、平成12年から13年ころ、実は一時屋敷沢なんですけれども、工事をやった経過があります。その中で、雨乞に行くちょうどカーブみたいのがあるんですけれども、そこまで実は計画ということで、地元の方に説明をしていたみたいなんです。なかなか沢に水路がありまして、そこからちょっと10年近くストップしていたということで、今回測量については大体500メートルくらい、細いんですけれども、幅員については4.5メートルほどの道路の拡幅をとということで、今回400万円の計上をさせていただいております。

それから、工事用経費です。9,625万円ですけれども、これについては一般町道の維持改修工事ということで、先ほどは10路線測量しますよと。工事については設計ストックがありますので、工事については維持工事13路線をやりたいと、このように思っております。

それから、町道入間田2号線の落石防止ネット設置工事ですけれども、これにつきましては、当初予算で測量設計、実は計上させていただいております。今回、設計がまとまりましたので、工事をということで計上をさせていただいているところであります。

それから、町道の上名生3号線、30号線、まず30号線ですけれども、これにつきましては、リコーさんのトナー工場ができたということもあるんですけれども、東北本線からリコーさんのトナー工場まで、その先については前年度あたりきちっと舗装して、トナー工場のための重車両が頻繁に歩きますので、今回完成したということで、東北本線から、下からリコーのトナー工場までを今回行きたいと。それについては400メートルの幅員7メートルを見込んでおります。

それから、上名生30号線、これにつきましては、パチンコ屋さん、上名生、ちょっと名前出してしまおうとつばめさんがあります。その西側で、当時開発関係で歩道がきちっと実はできております。西側、北側ですね、済みません。北側に歩道ができております。その先が土側溝で実は何もなくてももうすぐどんと落ちてしまうという形で、今回100メートルほどなんですけれども、側溝を入れまして、縁石を入れてちょっとそんなに広くはないんですけれども、歩道を拡幅して改修をしたいという考えでおります。

それから、公有財産購入費613万6,000円ですけれども、町道の下名生9号線、これにつきましては、当初予算で162万円ほど実は計上させております。これにつきましては、三名生堀と、それから下名生の共同作業所って実はあります。ちょうどあそこがYの字といいます

か、五間堀に橋がかかっておりまして、そこから剣塚の区画整理に行くんですけども、路線がちょっと4メートルほどで長くて、やっぱり待避所を実は設けたいということで、これにつきましては30平米ほど追加をしたいということで、今回81万円の計上をさせていただいております。

それから、町道の槻木8号線道路改良は、先ほど申し上げましたけれども、葛岡と、それから基盤整備の補助整備ですか、あそこの用地買収を見込んでおります。延長にして大体25メートル、ならして2.5メートルほど広げたいということで、大体63平米ほどを見込んでおります。

それから、入間田30号線の道路改良工事、公有財産です。これにつきましては、先ほど設計をとということで、300メートルの2.5メートル、現況で2メートルちょっとしかないものから、750平米ほどの用地費を見込んでおります。

それから船岡西23号線ほか2路線ということで、まず船岡西23号線ですけども、これにつきましては隅切りということもありまして、あとちょっと一部ありますけれども、7平米ほど、それから船岡土手内32号線については16平米ほど、そして上大原については19平米ほどの用地を見込んでおります。

それから、22節補償補填及び賠償金140万円ですけども、先ほど言いました葛岡ですね、当然樹木等がありますので、今回20万円ほどの立木補償を見込んでおります。それから入間田30号線、これにつきましても120万円ほどの立木補償を見込んでおります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 46ページの一番下の入間田2号線の落石防止ネットは、長さほどのくらいになるんですか。それで、要は地震がやっぱり心配だったので、この防止ネットを張れるというのはとってもうれしいなと思っていたんです。どのくらいになるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（大久保政一君） 延長についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんでした。済みません。たしか大型土のうでとめていまして、長くて30メートルぐらいでないかと思いました。済みません。ネットをやるんですけども、長さについては28メートルです。ネットについては、20メートルの10メートルほどのネットをかけて、上からの落石を防止するという内容になっております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。ほかにありませんか。

それでは、次に移ります。

その前にまちづくり政策課長から答弁の訂正があります。どうぞ。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 先ほど大坂議員、佐久間議員の回答で訂正をさせていただきます。

一つは、地デジの共聴組合以外の今後の対策として高性能アンテナの設置の助成2分の1と申し上げましたが、これも国の共聴組合の補助と同じように3分の2の助成でありました。大変申しわけございません。なお、これについてちょっと詳しく説明しますと、これについては3分の2の助成か、もしくはアンテナ代から3万5,000円を引いた金額いずれかの低い金額が助成になると。これについて総務省のテレビ受信者支援センターデジサポの方でその助成を取り扱うということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つございまして、地デジの17の共聴組合で個人負担が7,000円から3万円と申し上げましたけれども、3万円前後は確かに多いんですが、最高金額のところでは7万円の地区がございましたので、以上訂正しておわび申し上げます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 次は50ページの教育費から57ページの予備費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。何ページですか。

○17番（白内恵美子君） ちょっとお待ちください。51ページ、扶助費なんですけど、また扶助費が計上されているんですが、各学校これで何名ずつになるんでしょうか。小学校も中学校もお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず小学校、船岡小学校から申し上げます。

準要保護の人数でお答えいたします。

当初29名に対して補正で33名ということで、4名の増になっております。それから槻木中学校については、当初34名から44名ということで、10名の増でございます。柴田小学校につきましては4名から5名ということで、1名の増を見ております。船迫小学校については補正ございません。55名の55名で考えています。それから西住小学校についても2名でこれについても増減がございません。東船岡小学校については、当初24名、補正では27名ということで、3名の増を見込んでおります。小学校の合計ですが、当初148名で見込んでおりました、補正で166名ということで、18名の増を見込んでおります。

○議長（我妻弘国君） ちょっと待ってください。ただいまの扶助費の槻木小学校、それを槻木中学校と言われたようです。

○教育総務課長（小池洋一君） 失礼しました。槻木小学校につきましては、34名当初見込んでおりました、補正で44名といたしまして10名の増を見込んでおります。

それでは、中学校です。船岡中学校につきましては、当初44名で見込んでおりました、増減はございません。槻木中学校につきましては、当初21名を見込んでおりました、補正で25名を見込んでおります。4名の増を見込んでおります。船迫中学校につきましては、当初32名、補正で33名ということで、1名の増を見込んでおります。中学校の合計でございます。当初97名で見込んでおりました、102名ということで5名の増を見込んでいるところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 船岡中学校なんですが、ゼロということだったんですが、ここには一応学用品と給食費が計上されていますが。

それから、今出ているこの分というのは、申請自体はいつごろ出たものなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず船岡中学校の分でございます。先ほどの数字につきましては、準要保護の人数でお答えいたしました。船岡中学校については、要保護がありまして、3名から7名にふえております。4名の増ということで、増額ということで考えております。

それから、この資料なんですけれども、9月補正ですので、8月中の数字ということで考えていただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 確認なんです、今は準要保護で聞いていたんですが、要保護船岡中学校では7名ということで、ほかのところではふえたところはないですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 要保護についてだけでよろしいでしょうか。

東船岡小学校では、2名から1名に1名減になっております。それから船迫中学校ですが、要保護が2名から3名ということで、1名増でございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号平成22年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第9号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成21年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金及び国庫支出金等の実績確定によるものであります。

歳入につきましては、平成21年度の決算による繰越金、国庫支出金の確定等が主な内容になっております。

歳出につきましては、療養給付費の増額、平成21年度療養給付費負担金の確定による返還金、基金積立金の増額等でございます。

これにより、歳入歳出それぞれ2億6,503万8,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は37億5,192万円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは補足説明をいたします。

議案書の63ページをお開きください。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

第1条関係でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,503万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ37億5,192万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成22年度交付金等の額の確定に伴う増減と、平成21年度の決算に伴う精算となりますので、主なものだけをご説明させていただきます。

66ページをお開きください。

まず、債務負担の追加でございます。

特定保健指導業務委託料、今年度の特定健診に伴う特定保健指導の分ですが、これが平成22年度から23年度ということで、年度をまたいで来年の6月までとなりますので、例年同じでございますが、債務負担を行うものです。期間は平成23年度まで、限度額は25万2,000円となります。

69ページをお開きください。

歳入になります。

款3国庫支出金、項1、目1療養給付費等負担金、4,887万5,000円の減額は、介護納付金負担金で623万6,000円の減、後期高齢者支援金分で4,199万4,000円の減、老人保健医療費分で64万5,000円の減で、平成22年度分の確定見込みによるものでございます。

特に、後期高齢者支援金分4,199万4,000円の減額ですが、これにつきましては、当初一人当たり単価約4万4,000円で見えておりましたが、2年前の医療費等負担金を参考にすることで、そちらを多く支払っているということで、この単価が4万4,000円から大体4万円ぐらいですね、今のところ。1人当たりの単価4,000円ほど下がるというふうなことで、大きく減額しているものでございます。

それから、款5、項1、目1前期高齢者交付金、443万4,000円につきましては、交付金の確定見込みによるものでございます。

それから、一番下の款10、項1、目1繰越金でございます。3億1,830万5,000円の増額でございます。平成21年度の歳計剰余金を繰り越しするものでございます。

次のページになります。

歳出でございます。

款1、項1、目1一般管理費4万2,000円につきましては、電算委託料の補正でございます。

それから、款2、項1、目1一般被保険者療養給付費、3,546万9,000円の増額補正でございます。それから、目2退職被保険者等療養給付費で、1,471万4,000円の増額でございます。これら合わせて5,018万3,000円の増額でございますが、これにつきましては、当初予算編成時におきまして、財源不足に伴い給付費の方を低く押さえていたというふうなことで、今回の剰余金繰り入れに伴いまして増額補正をお願い、計上するものでございます。

それから、次のページになります。

次のページの一番下の表になります。

款5、項1、目1老人保健医療費拠出金120万8,000円の減でございます。これは老人保健医療費拠出金の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

款6介護納付金、60万1,000円の減額でございます。これにつきましては、納付金の確定によるものでございます。

それから、款9基金積立金、目1財政調整基金積立金に1億6,420万円の増額でございます。これにつきましては、平成21年度繰越剰余金3億2,830万5,000円の2分の1を積み立てるものでございます。これによりまして、基金残高は3億1,598万3,000円となります。

款11諸支出金、目3償還金、5,161万8,000円の増額補正でございます。これは国庫県支出金等の平成21年度精算に伴う返還金でございます。内訳です。国庫負担金で4,314万1,000円、退職者医療交付金等で829万7,000円、出産育児一時金で18万円でございます。

次のページになります。

款11、諸支出金、一般会計繰出金、10万7,000円の増です。これは出産育児一時金平成21年度精算による一般会計への繰り戻しでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 69ページの一番下の繰越金なんですけれども、平成21年度歳計剰余金3億1,830万5,000円ですか、前年度繰越金ということで、初歩的な質問になるかもわかりませんが、今度平成21年度決算の認定ということで、今後我々委員会開いてやると思うんですけれども、これ本当に初歩的なというか、ほかの会計もそうなんですけれども、決算の認定を受ける前に、例えばこの特別会計も平成21年度の剰余金を、今のこの平成22年度の予算に補

正で繰り越したりするという、ちょっと何か順番がどうなのか、確認というんでしょうかね、ご説明、それが可能、可能だからやっているんでしょうけれども、改めてちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 同日付というふうな考え方しておりまして、時間の後先というところまでは実は余り考えたことはありませんが、通常同議会でもって行われるというふうな事になっています。日にちによって1日早い、そういう点については特に規定はございません。同日議会が基準になっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えば平成21年度決算について認定されなかったと、一つの特別会計なんかでね。この決算がおかしいんじゃないかということで、例えば剰余金の金額も変わるというような場合、ケースもあり得ることですよ。いや、今ごろになって急に初歩的なことを質問しているようですけども、本来はやっぱり決算の認定を受けてから、各特別会計なんかも剰余金を平成22年度予算に補正でか、繰り越すとかというのが本当かなと思ったんですけども。申しわけないですけども、課長、もう一度答弁。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 予算と決算という考え方は少し違うところがありまして、予算は歳出で言えば限度額を決めるということでございます。決算については、まさしく収支を確認するということですので、もしも認められなくても予算は予算として一たん成立し、その予算を執行できなければ次の議会なりでその補正を行うべきというふうに考えます。現実のお金じゃなくて限度額なり予定額を示すということでご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第10号平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第10号平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成21年度老人保健特別会計の事業実績による精算であります。

歳入につきましては、前年度の決算による繰越金及び国県負担金を含め51万8,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は78万9,000円となりました。

歳出につきましては、前年度の国県負担金、支払基金交付金の実績額確定により、一般会計繰出金等に同額の補正を計上しています。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書の75ページをお開き願います。

議案第10号平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ51万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78万9,000円とするものでございます。

78ページをお開きください。

歳入になります。

平成21年度の実績確定に伴う補正でございます。

款1支払基金交付金、項1、目1医療費交付金、1,000円の減でございます。平成21年度の実績で追加交付がなかったため、科目設定しておりましたが、減額補正するものでございま

す。

款2 国庫支出金、項1、目1 医療費負担金、12万2,000円の増。

それから、次の款3 県支出金、目1 県負担金、2万9,000円の増。これらにつきましては、平成21年度追加交付確定によるものでございます。

款5 繰越金、36万8,000円の増、これにつきましては、平成21年度決算確定による歳計剰余金を繰り越しするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 諸支出金、目1 一般会計繰出金、50万4,000円の増でございますが、これらにつきましては、平成21年度精算による一般会計への繰り戻しでございます。

款3 諸支出金、目1 償還金、1万4,000円の増額補正でございます。支払基金交付金への返還金となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。歳入歳出一括とします。**

質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 77ページの歳入なんですが、合計の欄を見ますと、補正前の額で27万1,000円、補正額が51万8,000円、本体で27万円のところ補正で約52万円という、すると倍ぐらいの補正が入るといのは、これは何か特別な事情でもあるということなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。77ページです。

○健康推進課長（大宮正博君） 76ページ、それから77ページ、補正前の額のところ、これ全部足し合わせて数字が合わないわけなんです、これにつきましては、今回補正の分しかここに表記されないんです。

○議長（我妻弘国君） 暫時休憩します。

午後3時30分 休 憩

午後3時31分 再 開

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再開いたします。

答弁を求めます。

○健康推進課長（大宮正博君） 申しわけありません。補正前の額がほとんど2とか1とか、科目設定でとりあえず入ってくるというふうなことで、最初は科目設定するんですね。補正額の方については、実績額でそこで乗せていくということになりますので、大分金額的に確定で乗ってくるということなので、違ったというふうなことでございます。よろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 数字でなくてトータルで、そもそも補正前が27万円という枠のところに、補正額が倍ぐらいの51万円というのがきているというのが……。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 老人保健会計がそもそももう簡単に言うと終わってしまった、死んでいく会計なんです。後期高齢の方にかわっていきますので、後処理のためにだけ今残している会計なんです。そのために、科目設定で1,000円入れています、後から入ってくる請求とか、予算として予測がつかないわけです。

それで、最低限の予算を組むんですけども、実際入ってきてどのぐらいの、いわゆる残存があるかということが初めてわかるんです。そのために、予測として設定できない、もしくは歳出の、何が歳出していくか予測できないという形で、本当に見かけだけの当初予算を組んでしまうために、実際に歳入が発生した場合についてはこういうことが起きるといってございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第11号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、公共下水道事業補助金、一般会計繰入金、町債の減額補正、繰越金、消費税及び地方消費税還付金の増額補正であります。

歳出につきましては、消費税及び地方消費税と流域下水道事業受益者負担金の増額補正、公共下水道建設費の委託料及び工事請負費の減額補正並びに4月1日の人事異動に伴う人件費の補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ5,956万円を減額補正し、補正後の総額を15億4,555万3,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、81ページをお開きください。

議案第11号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明申し上げます。

まず、第1条であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,956万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,555万3,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正です。

84ページをお開きください。

第2表地方債補正です。

公共下水道事業費の起債については2億5,750万円から3,600万円を減額補正し、補正後の限度額を2億2,150万円とさせていただきます。

流域下水道事業費については、阿武隈川流域の市町村負担金が増加したことによって100万円を増額し、補正後の限度額を3,230万円とさせていただきます。

86ページをお開きください。

歳入であります。

款3、項1、目1 公共下水道事業補助金、3,550万円の減額補正です。これにつきましては、政権交代に伴う各種事業の見直しによって、公共下水道事業補助制度が社会資本整備総合交付金制度と形をかえ、さらに、事業費の一律削減によって6,400万円が削減されることになりました。このことから、3,550万円の減額補正を行うものです。

款4、項1、目1 他会計繰入金につきましては、補助事業の減額に伴う補助金並びに地方債の減、また平成21年度歳計剰余金と消費税還付金を増額補正することにより、一般会計からの繰入金を2,420万2,000円減額するものです。

款5、項1、目1 繰越金は、平成21年度歳計剰余金です。

款6、項3、目1 雑入、1,659万9,000円の増額であります。昨年消費税及び地方消費税の税務署に対する申告の際、起債の償還元金に対する税額算定方法に対して指導があり、更正手続を行ったことによって、平成16年度から平成19年度までの4カ年分について還付を受けたものです。

87ページをお開きください。

款7、項1、目1 公共下水道事業債は、補助事業費削減による3,600万円の減額と、目2 阿武隈川下流流域下水道市町村負担金が増額したことによって、流域下水道事業債を100万円増額するものです。

88ページをお願いします。

歳出です。

款1、項1、目1 一般管理費につきましては、4月1日の人事異動に伴う人件費の増です。目2 汚水管理費については、節27公課費の平成21年度消費税及び地方消費税の確定申告分についての確定の見込みとなったため、200万円を増額補正するものです。

款2、項1、目1 公共下水道建設費ですが、人事異動に伴う人件費補正と、次ページ掲載の補助事業削減による委託料600万円並びに工事請負費5,600万円の減額補正です。

款3、項1、目1 流域下水道費は、阿武隈川流域の市町村負担金が増加することによって、流域下水道事業受益者負担金97万9,000円を増額するものです。

款4、項1、目1 公債費元金については財源の組み替えです。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 86ページです。款5繰越金の、済みません、その下でした。諸収入の雑入です。ちょっとよくわからなかったもので、もうちょっと詳しく説明お願いしたいと思うんですが、この消費税関係の還付金云々のことで1,600万円補正されているんですが、理解できませんので、もう少し詳しく説明お願いしたい。と同時に、88ページの汚水管理費の公課費として、平成21年度消費税及び地方消費税確定申告分ということになっていますが、この下水道事業にかかわる消費税というのがどういう部分にかかるものなのか、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 消費税なんですけれども、一般的に使用料をいただいて、その際には消費税を含んでもらうわけです。今度いろいろな面で支出するわけなんですけれども、例えばいろいろな買ったものとか、そういうふうなものについては当然消費税をつけて支払うわけです。

ところが、例えば補助金とか、あるいは繰入金とか、そういうふうなものについては、通常は消費税がつかないような形なわけなんですけれども、ただ支出する際には、例えば工事費として支払ったり、そういうふうにもその中においても課税される分が特定収入というふうなものなんですけれども、そういったものがその補助金なり、繰入金の中には含まれているわけなんです。そういうふうなとらえ方によって、とらえ方に税務署からの指導があって、たまたま結果的には還付を受けるような形になりました。

内容なんですけれども、平成16年度分につきましては88万500円、それから平成17年度分につきましては378万4,400円、平成18年度で36万8,500円、それから平成19年度が大きくて1,151万9,000円、合計で1,655万2,400円の還付がなされた。これは更正手続というふうなことで、税務署から指導がありまして、それに基づいて更正の手続をとった結果、こういった還付金が生じたというふうなことです。

それから、200万円の件だと思っんですけれども、消費税の申告は年に4回に分けて申告を行います。6月、9月、12月、3月というふうな形で4回に分けて行うわけなんですけれども、例えばことし消費税を申告する際には、ことしのお金というのはわからないので、その前の年の、例えば平成22年度ならば平成20年度の決算に基づいた金額の4分の1を6月の時点で支払うようになります。

9月につきましては、これから今度申告をするわけですが、平成21年度の決算が固まりまして、それに基づいて申告をするというふうな形になるわけですが、9月の申告というのは確定申告というふうな形になりまして、最終的にとりあえず中間申告で納めていた金額が9月の段階で確定をしていくというふうな形になります。そこで増減が当然その毎年、毎年受けた分と出した分で増減が出てきますので、その分を多く納めていけば還付をしていただきますし、不足であれば余計納めるような形になってきます。それが今回の場合、平成22年度分については200万円程度不足するというふうな形になっているという形です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○11番（大坂三男君） その雑入の還付金について、今の説明では平成16年度から19年度までのトータルで1,659万9,000円ということなのですが、これかなり年度にまたがっているんだけど、平成22年度の補正予算で一括して扱うというのは、単年度会計制度で可能なのかなのかということと、その補助金等に国県の支出金等にかかわる部分でのそういう還付の件については、これは本町だけの話なのか、ほかでも同じようなことでこういうふうな形になっているのかどうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 今回はあくまでも例えば1年間の部分について確定申告をして、そして、その後間違いに気づいたならば修正申告というふうな形で1年分についている間違いを正していくわけですが、今回の部分についてはそういうふうな中身の問題で指導があって、その部分について再度計算をして更正をしてくださいというふうなことで、今回は平成16年度から19年度分の4カ年分を一気にその指導された内容で更正手続きを行ったということなんです。ですから、今回行ったものですから、それが今回入ってきているというふうなことです。（「答弁漏れ」の声あり）

ほかでもあり得ることです。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。ほかにありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 84ページの地方債補正のことなんですけれども、利率5.0%以内、償還方法、その中にもしくは繰上償還、または低利に借りかえることができるかあるんですけども、例えば現在の地方債の発行状況から、この5%以内というものを少しでも負担を低くするという意味で4%以内というものに例えばかえるということができるとかということと、下水道特別会計に限って質問しますけれども、過去に発行した地方債でここにある

繰上償還、または低利に借りかえることができるということが可能なものがあるか。いや、いろいろな条件考えると難しいですよというふうになればあれですけども、この点まず1点目。

それから、一般会計の地方債補正のところに臨時財政対策債費、国絡みなんですけれども、そこには例えば利率5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）というようなことが書いてあるんです。例えば下水道特別会計の方もこの利率見直し方式で借り入れるとか、そういう考え方というのはできるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 通常は今の借りかえることが例えばできるのかという、低利なものでということなんですけれども、現実的に平成19年度、20年度、21年度と補償金免除繰上償還ということで、各市町村の財政が厳しいということで、国の方で通常は低利なものに借りかえる部分については、その分について補償金という形で総務省に戻さなくちゃいけない部分があるんです。借りかえる場合です、低利なものに。

ただ、今回は制度があって、平成19年度・20年度・21年度につきましては、5%以下の低利なものに5%以上で借りていたものについて5%以下のものに借りかえを承認すると。その差額部分について、本来は保証金を返さなくちゃいけないんですけども、それは免除しますよと。ただし、それはいろいろな財政計画を立てて、その中で承認されて初めて低利なものに借りかえるというふうなことなんですけれども、そういうようなことで、一応5%というふうなものが目安になっていますので、5%としているということです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 一般会計の方にあれしたんですけども、利率見直し方式でとあって、これ財政課長の方の答弁なのかもわかりませんが、ちょっとそこ、そういうことができるのかということですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 選択できるわけなんですけども、多くは例えば20年の起債、20年かけて返す借金、認められても、いわゆる民間金融機関からの借り入れが指示された場合については最長10年なんです。10年の時点で、利率の見直しを行うか行わないかということは協議で決めることができるんです。同じ率でその残りの10年を再度設定するか、もしくはそこで

全部返してもいいんですけども、それとも同じ率をするかということをごどちらか選択することができる。もしも選択した場合についてはこの条項のとおりその利率でもってやるというふうな取り決めに交わすということです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第12号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成21年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し及び介護給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算によるものと、平成22年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の内示による補正が主な内容となっています。

歳入につきましては、平成21年度決算による支払基金交付金、繰入金、繰越金の確定で、国県補助金としての内示額や介護保険料の増額であります。

歳出につきましては、平成21年度給付費の確定による国県支出金、一般会計への返還金及び海老穴地区に建設される特別養護老人ホーム内の地域交流ホール関連の補助金等の補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ9,703万5,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は20億558万4,000円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 初めにおわび申し上げたいと思います。

本日午後に正誤表を提出するに至りました。まことに申しわけありません。ご迷惑をおかけしました。

それでは、詳細説明を行います。

93ページをごらんください。

第1条、歳入歳出それぞれ9,703万5,000円を追加し、総額をそれぞれ20億558万4,000円とするものです。

歳入についてご説明申し上げます。

97ページをごらんください。

款1 保険料、200万円は、第1被保険者の特別徴収保険料の増額に伴う補正です。

款4 国庫支出金、3,300万円の補正は、国の地域における公的介護施設等計画的な整備等促進に関する法律に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補助を受け、海老穴地区に建設が始まっております特別養護老人ホーム第二常盤園の一部施設内、地域交流ホールの施設整備費と地域交流ホールの運用を行うための補助金です。

款1 推進交付金、300万円の内容は、地域における元気な高齢者や地域の住民が、ホールを利用しながら交流拡大をしていただくという事業を行うための備品購入に充てるものです。主な購入として移動式放送機器、テーブル、遊具等を計画しております。

款2 先進的事業整備計画交付金、3,000万円は、床面積が182平米あります地域交流ホールの建設補助金というようなことで、市町村提案事業として交付を受けております。町民の地域交流のサロンとしての活用、介護予防センター及び要介護援護者の災害時の二次避難所として利用を考えております。

款5 支払基金交付金、129万円の補正は、平成21年度介護保険事業給付の精算により、介護給付費の追加交付を受ける額です。

款6 県支出金、163万7,000円の補正は、今回6月に開所したグループホームつくしの4月、

5月までの2カ月分の施設開設準備経費の補助金です。

98ページをごらんください。

款8繰入金、節2、事務費繰入金100万5,000円は、一般会計からの繰入金です。

款9繰越金、5,810万3,000円の補正は、平成21年度の介護保険事業給付の精算により平成22年度に繰り越しするものです。

歳出についてご説明申し上げます。

99ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、節19負担金補助及び交付金は、歳入でも説明した事業補助として地域交流ホール建設に伴う備品購入補助300万円、地域交流ホール建設費補助3,000万円を常盤福社会に補助するものです。施設開設準備経費助成特別対策事業補助金はグループホームつくしへの補助金となります。

款1総務費、項2徴収費は財源の組み替えです。

款1総務費、項3介護認定費、これについては要介護認定調査の介護事業所への委託件数の増加に対応するための補正で、50万円の増額です。

100ページをごらんください。

款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス費等は、介護保険の利用者負担額と医療保険の合算額が高額となった場合の世帯負担を軽減するサービスで、該当件数の増加に対応するための補正で、200万円の増額です。

款5基金積立金は、平成21年度介護事業費の精算により介護保険料の譲与について介護給付準備金として積み立てます。5,257万6,000円の補正となります。介護給付費準備現在高は1億3,308万7,589円ですが、この積立額を合算しますと、1億8,566万3,230円となります。この基金は平成23年度までの第4次介護保険事業計画での保険料軽減負担のために一部取り崩しをして使用することになります。

款7諸支出金、項1償還金、591万5,000円の補正は、平成21年度精算による国保県支払基金への返還額です。

101ページをごらんください。

項2繰出金、140万2,000円の補正は、平成21年度精算による町一般会計繰入金への返還金です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 間もなく4時になりますが、本日の会議はすべての特別会計補正予算終了まで延長して行います。ご了承願います。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第13号平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成21年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越しが主な内容となっております。

歳入につきましては、決算による繰越金確定に伴う増額であります。

歳出につきましては、広域連合への支出金及び一般会計への繰出金の増額補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ108万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額は3億740万5,000円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書103ページをお願いいたします。

議案第13号平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ108万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億740万5,000円とするものでございます。

106ページをお開きください。

歳入になります。

款4繰越金、目1繰越金、108万5,000円でございます。これにつきましては、平成21年度決算確定による歳計剰余金を繰り越しするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

款2、項1、目1、後期高齢者医療広域連合納付金、81万2,000円の増額でございます。これにつきましては、平成22年度に入りまして4月、5月、出納閉鎖期間中に収納した平成21年度分の保険料収入を広域連合の方に支出するものでございます。

款3諸支出金、項1、目1保険料還付金、21万3,000円の減、これにつきましては、死亡、転出等による還付額の確定によるもので、保険料過年度還付金でございます。

款3諸支出金、一般会計繰出金、48万6,000円、これにつきましては、事務費繰り入れの精算繰り戻しで、一般会計の方に繰り戻しするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 平成22年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第14号平成22年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号平成22年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、4月1日の人事異動に伴う人件費の補正であります。

収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれにおいても収入の補正はなく、支出のみ補正となります。

収益的支出は、821万3,000円を減額し、補正後の予算総額は12億2,430万2,000円となります。また、資本的支出は6万円を増額し、補正後の予算総額は3億3,870万5,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、109ページをお開き願います。

議案第14号平成22年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第2条は、予算で定めた業務の予定量を次のように改めるもので、主要な建設改良事業を6万円増額補正し、1億8,919万7,000円に改めようとするものです。

第3条です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額であります。収入についての補正はありません。

支出であります。第1款水道事業費用の既決予定額12億3,251万5,000円を821万3,000円減額補正し、12億2,430万2,000円に改めようとするものです。その内容ですが、第1項営業費用の既決予定額を821万3,000円減額補正し、補正後の額を11億2,445万9,000円に改めようとするものです。

第4条であります。予算第4条中括弧書き、これにつきましては、当初予算書の第4条中括弧書きという意味であります。予算第4条中、括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,334万4,000円を2億2,340万4,000円に、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額969万1,000円を926万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億2,811万1,000円を1億4,430万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金8,554万2,000円を6,983万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように補正するものであります。

収入につきましては、補正がありません。

支出であります。第1款資本的支出の既決予定額を6万円増額補正し、補正後の額を3億3,870万5,000円に改めようとするものです。

その内訳ですが、第1項建設改良費の既決予定額を6万円増額補正し、補正後の額を1億9,130万円に改めようとするものです。

110ページをお願いします。

第5条であります。予算第6条に定めた経費の金額、つまり議会の議決を得なければ流用することのできない経費の金額で、4月1日の人事異動によりまして、職員1名が減となりましたので、職員給与費を842万3,000円減額補正し、補正後の額を1億358万円に改めようとするものです。

117ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書で説明申し上げます。

収入については補正がありません。

支出であります。

款1、項1、目1原水費及び浄水費、5万円の増額補正であります。共済組合事業主負担金の負担率の変更によるものです。

目2配水及び給水費は、職員1名の減による人件費と法定福利費の減額補正です。

目4総係費については、それぞれ人事異動によるものです。

118ページをお願いします。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書です。

収入についての補正はありません。

支出であります。款1、項1、目2水道工事費ですが、期末勤勉手当1万円の増額と共済組合事業主負担金5万円の増額補正であります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。収入支出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号平成22年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時11分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月9日

議 長

署名議員

署名議員